1 電子計算組織による県税事務処理の概要

1	移行事務の経過	
	昭和43年 4月	自動車税の賦課事務,収納事務及び統計事務
	同 8月	個人事業税の賦課事務,収納事務及び統計事務
	昭和44年10月	自動車税納税証明(継続検査用)事務
	昭和46年 4月	娯楽施設利用税,料理飲食等消費税,軽油引取税の賦課事務,収納事務
		及び統計事務
	同	鉱区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
	昭和47年 4月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同 5月	自動車登録情報(分配テープ)の利用による自動車税の賦課事務
	昭和48年 4月	不動産取得税の賦課事務,収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務、収納事務及び統計事務
	昭和50年 4月	証紙徴収に係る自動車税、自動車取得税の賦課事務及び統計事務
	昭和53年 1月	県税・県税税外調定収入等管理事務
	昭和58年 7月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の可能
		性について検討
	昭和59年 4月	昭和61年4月稼動を目途に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
	昭和60年 4月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7月	たばこ流通情報管理システムの事務
	昭和61年 4月	税務オンライン・システム運用開始
	昭和62年 4月	県税決算事務 (2)
	昭和63年 1月	過誤納金等還付充当事務
	同 4月	県民税利子割の賦課事務,収納事務及び統計事務
	平成 元年 4月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務, 収納事務及び統計事務
	平成 2年 4月	軽油流通情報管理システムの事務
	平成 5年 4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
	平成 8年 4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し、トータルシステム化を検討
	平成 9年 4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
	司	平成12年7月稼動を目途に税務トータルシステムの開発に着手
	平成12年 9月	税務トータルシステム運用開始
	平成15年 4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
	平成16年 2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始

平成16年11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年 1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年 5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年 4月	納税証明書(自動車継続検査用)自動発行機の運用開始
同	税務システムの効率化(ダウンサイジング)を検討
平成20年 2月	端末機器の一括更新(パソコン、プリンター、OCR機器)
平成21年 4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同	県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年 6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年 3月	ダウンサイジング終了,新システムの運用開始
	端末共用化の整備(LANPC共用化)
	税務システムにEUC機能を追加
	徴収支援システムの運用開始
平成23年 4月	e LTAX国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年 5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年 4月	マルチペイメント納付を開始(個人事業税,不動産取得税,自動車税)
	コンビニ納付対象税目を拡大(個人事業税及び不動産取得税を追加)
	口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年 8月	端末機器の一括更新(パソコン,プリンター,OCR機器,自動発行機)
平成26年 4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年 7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年 4月	自動車税納付確認システム(JNKS)稼動に係る連携開始
平成28年 2月	税務サーバ等一部更新(運用管理サーバ,バックアップサーバ,ライン
	プリンター等)
平成28年 3月	番号制度(マイナンバー)に対応する法人二税システムの運用開始
平成28年 5月	自動車税(定期賦課分)のクレジット収納開始
平成28年10月	税務サーバ等機器更新
平成29年 4月	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の運用開始
平成30年 7月	自動車税納付確認システム(JNKS)の自動連携開始
平成31年 4月	PayB(ペイビー)納付を開始 (個人事業税, 不動産取得税, 自動車税)
令和 元年 9月	新税務トータルシステム運用開始
	w e b システム化
	仮想端末を使用し、手のひら静脈とパスワードによる二要素認証による
	セキュリティ向上
令和 元年10月	共通納税の運用開始

令和 2年 3月産業廃棄物埋立税の電算税目化令和 2年 9月特別法人事業税に対応する県税管理システム等運用開始令和 3年 1月PayPay, LINEPay 納付を開始(個人事業税, 不動産取得税, 自動車税種別割)

- 2 事務処理の範囲
- (1) 法人県民税及び法人事業税の賦課事務
 - 課税額及び加算金額の計算(手作業分を除く。)
 - 申告書用紙、納付書用紙及び申告書受付整理簿の作成
 - 更正・決定通知書兼納付通知書の作成
 - 課税標準額等の通知書,同計算書及び同報告書の作成
 - 調定決議書兼調定集計書の作成
 - 主要法人調定状況一覧表及び法人事業税調定状況調の作成
 - 法人索引簿及び未処理(不申告)法人調査表の作成
 - 各種統計資料の作成
- (2) 個人事業税の賦課事務
 - 課税額の計算
 - 納税通知書,納付書の作成
 - 決定決議書兼調定集計書及び決定決議書兼調定異動集計書の作成
 - 個人事業税台帳一覧表の作成
 - 各種統計資料の作成
- (3) 不動産取得税の賦課事務
 - 評価額 (評価計算を除く。), 控除額及び課税標準額等の検算並びに課税額の計算
 - 納税通知書及び不動産取得税の納付について(お知らせ)の作成
 - 決定決議書兼調定集計書,調定異動集計書,調定明細書,調定異動明細書,不動産の価格決定通知書等の作成
 - 各種減額及び徴収猶予処理
 - 各種統計資料の作成
- (4) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課事務
 - 課税額及び加算金額の計算
 - 申告書用紙及び納入(付)書用紙の作成
 - 更正・決定通知書兼納入(付)通知書の作成
 - 申告納入・納付決議書(不申告加算金決定決議書),調定集計書及び調定異動集計書の作成
 - 特別徴収義務者等一覧表及び申告書受付整理簿の作成
 - 軽油引取税報償金算定資料の作成
 - ゴルフ場利用税市町村交付金算定資料の作成
 - 各種統計資料の作成
- (5) 自動車税種別割の賦課事務
 - 課税額の計算
 - 納税通知書及び納付書の作成
 - 納税証明書 (継続検査用) の作成

○ 各種統計資料の作成 (6) 鉱区税の賦課事務 ○ 課税額の計算 ○ 納税通知書の作成 決定決議書兼調定集計書の作成 ○ 台帳一覧表の作成 (7) 県民税利子割の賦課事務 ○ 課税額及び加算金額の計算 ○ 申告書用紙の作成 ○ 調定決議書兼調定集計書の作成 ○ 更正・決定通知書兼納入通知書の作成 ○ 特別徴収義務者一覧表の作成 ○ 利子割市町村交付金算定資料の作成 ○ 各種統計資料の作成 (8) たばこ流通情報管理システムの事務 ○ 申告書のデータチェック及びチェック済報告データの作成 (9) 軽油流通情報管理システムの事務 ○ 各種報告書の作成 ○ 不突合リストの作成 (10) 地方消費税市町村交付金算定システムの事務 地方消費税市町村交付金算定資料の作成 (11) 証紙徴収に係る自動車税種別割及び自動車税環境性能割の賦課事務 ○ 証紙徴収税額の計算 ○ 納付(異動)決議書兼調定(異動)集計書の作成 ○ 自動車税環境性能割市町村交付金算定資料の作成 ○ 各種統計資料の作成 (12) 滞納処分等の管理事務 ○ 徴収簿兼滞納整理簿(収納マスタ)の作成,整理 ○ 欠損処分該当者一覧表の作成 ○ 欠損処分完結者一覧表の作成 ○ 各種統計資料の作成 ○ 徴収支援システムによる徴収整理票の作成,収入・未納の管理 (13) 収納事務 ○ 徴収簿兼滞納整理簿(収納マスタ)の作成,整理

○ 調定明細書甲,納付異動決議書(証紙徴収分)及び調定明細書乙の作成

○ 個人事業税及び自動車税種別割に係る口座振替データの作成及び金融機関への伝送

- 領収済明細一覧表,未納額異動一覧表,消込保留等一覧表及び県税収入取消等一覧表の作成
- 延滞金の計算
- 督促状,催告書及び差押予告通知用納付書の作成
- 納期内納入(付)状況一覧表の作成
- 徴収猶予に係る納入(付)書及び徴収猶予状況調(法人二税,不動産取得税及び軽油引取税 のみ)の作成
- 確定延滞金納付書(法人二税,個人事業税,不動産取得税,自動車税,軽油引取税,ゴルフ 場利用税)の作成

(14) 過誤納金等還付充当事務

- 還付加算金の計算
- 過誤納金・未済金明細一覧表, 解誤納リスト, 還付追加項目チェックリスト, モニタリスト (外形対象法人), 延滞金確認リスト (外形対象法人), 県税過誤納金等整理簿, 過誤納金等 還付充当計算書兼還付加算金計算書,過誤納金等還付充当通知書, 戻出充当調書, 支出調書, 送金通知書, 送金案内書 (案内発行簿), 振出通知書合計表, 口座振替通知書, 口座振替案 内書 (案内発行簿) 及び債権者内訳書の作成
- 口座振替払データ及び指定隔地払データの作成及び金融機関への伝送

(15) 県税管理事務

- 県税調定収入済額調及び税外調定収入済額調の作成
- 調定収入状況調の作成
- 収入報告データ及び調定報告データの作成
- 歳入歳出外現金受払報告データ及び支出報告データの作成

(16) オンライン処理事務

- 入力(宛名,課税,収入未納,還付充当,徵収支援,処分等)業務
- 照会(宛名,課税,収入未納,還付充当,徵収支援,処分等)業務
- 発行(納税証明書,納付書,軽油免税証等)業務
- 配信(各種エラーリスト,未納額異動一覧表)業務

(17) 県税決算事務

- 滞納繰越分明細一覧表の作成
- 県税収入状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入欠損処分報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入繰越状況報告書の作成
- 滞納繰越状況調書の作成
- 県税徴収猶予状況報告書の作成
- 県税・県税に係る税外収入滞納処分の停止状況報告書の作成
- 県税過誤納金処理状況報告書の作成
- 決算報告資料の作成
- (18) 産業廃棄物埋立税の賦課事務
 - 特別徴収義務者一覧表の作成

- 課税額及び加算金額の計算
- 申告書用紙及び納入(付)書用紙の作成
- 更正・決定通知書兼納入(付)通知書の作成
- 申告納入・納付決議書(不申告加算金決定決議書),調定集計書及び調定異動集計書の作成
- 産業廃棄物埋立税報償金算定資料の作成
- 各種統計資料の作成
- (19) 県民税配当割・株式譲渡所得割の賦課事務
 - パソコンによる課税・収入・未納の管理
 - 申告書用紙の作成
 - 調定決議書兼調定明細書及び調定集計書の作成

3 端末機器等の設置状況

令和4年8月1日現在

区	分	パソコン	ページ プリンタ	インサータ プリンタ	OCR 読取機	エルタックス 端末
本	庁	8	3	1	0	2
	本 所	17	32	2	0	31
	(観音庁舎)	5	3	0	0	0
西部県税事務所	廿日市分室	2	4	1	0	0
	呉分室	2	4	1	0	0
	東広島分室	6	5	2	2	0
	本 所	6	14	1	0	12
東部県税事務所	(松永庁舎)	2	2	0	0	0
	尾道分室	2	3	1	0	0
北部県税事務所	本 所	3	4	1	0	2
合	計	53	74	10	2	47

- (注) 1 パソコンの台数は税務TS専用端末のみを計上
 - 2 ページプリンタは税務TS用を計上

4 オンライン稼動状況

(令和2年4月1日~令和4年3月31日)

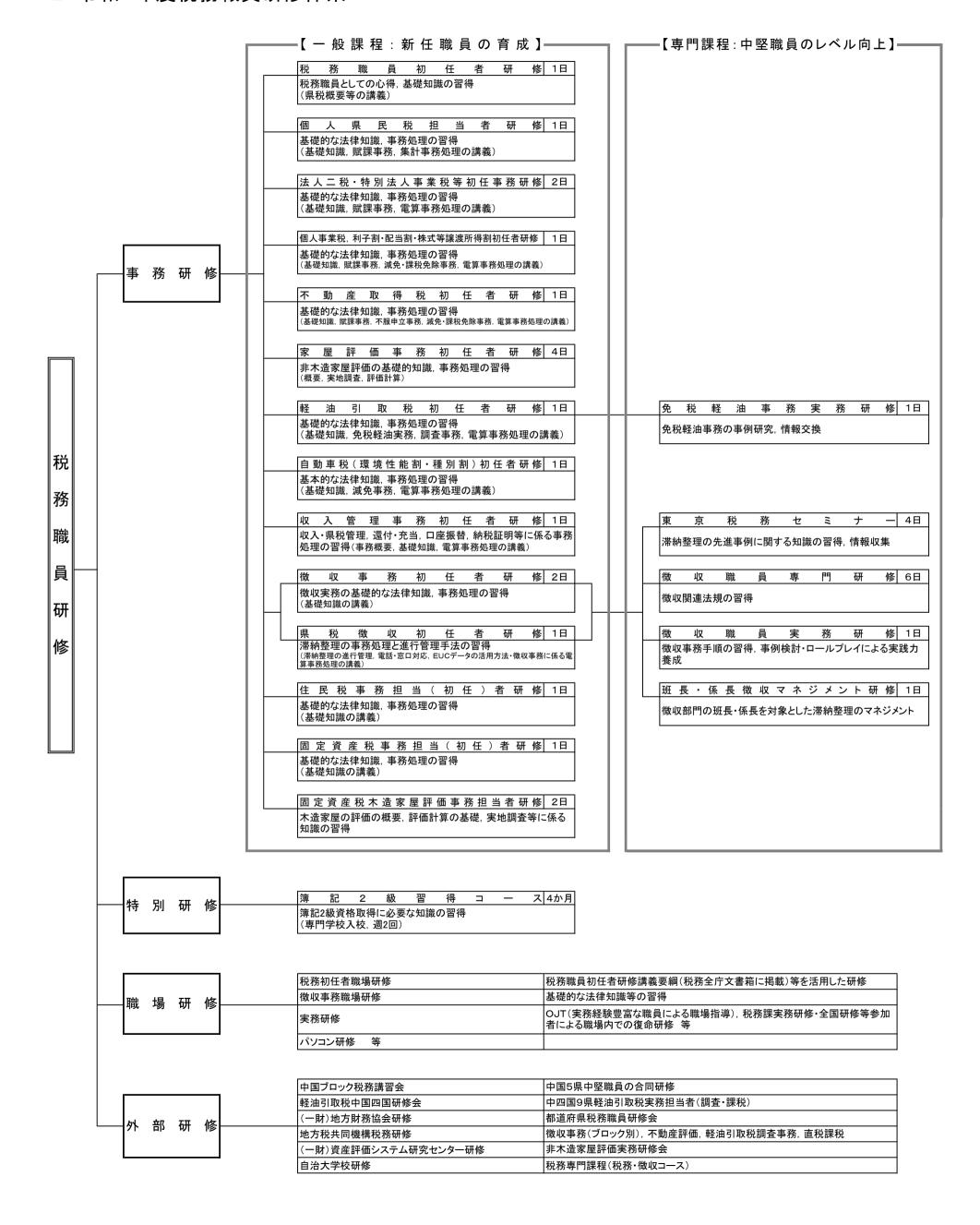
			マカトコツ
		オンフィン	アクセス数
業務ID	業務名	令和3年度	令和2年度
J A	県税管理	29, 020	31, 060
ЈВ	納税者情報	49, 954	54, 952
JЕ	収入管理	1, 801, 073	1, 928, 381
JБ	不動産取得税	493, 060	511, 423
JG	間税	22, 495	20, 257
J Н	法人二税	2, 725, 695	2, 699, 608
ЈЈ	自動車税種別割	1, 270, 261	1, 260, 952
J K	個人事業税	342, 697	311, 503
J L	発行	636, 414	706, 264
J М	還付充当	259, 049	266, 400
J N	納税者管理/納税者情報	49, 375	56, 946
ЈΟ	産業廃棄物埋立税	3, 557	3, 688
JR	県民税利子割	26, 644	19, 606
ЈΤ	県税決算	1, 993	3, 128
JU	県たばこ税	200	197
JV	徴収支援	3, 747, 824	4, 194, 578
J W	徴収	57, 741	100, 288
J X	口座振替	96, 870	122, 975
JΖ	共通	4, 313, 070	4, 556, 093
f	計	15, 926, 992	16, 848, 299

5 サーバ等の機器構成

令和3年8月1日現在

区分	数量	備考
仮想化基盤サーバ		(仮想サーバ数) Webサーバ:5, EUCサーバ:2, SVFサーバ:2, ADサーバ:2, 電子帳票/プレプリサーバ:1, 運用管理サーバ:1, SI管理サーバ:1, vCenterサーバ:1, 保守・検証用サーバ:6
仮想化基盤サーバ(障害時切替機)	1	
バックアップサーバ	1	
APDBサーバ基盤	2	(仮想サーバ数) DBサーバ:2, APサーバ:2
保守・検証サーバ基盤	1	(仮想サーバ数) DBサーバ:2, APサーバ:2
ページプリンタ	73	
ラインプリンタ	2	
インサータプリンタ	10	

2 令和4年度税務職員研修体系



3 令和4年度税務職員研修実施計画

実施月	科目	実施日	日程	会場	主 な 研 修 内 容	対象者
4月	税務職員初任者研修	7日 (木)	1日	広島	税務職員の心得,危機管理・服務・接遇,財政と税金,県税の概要,滞納処分,税務TSの概要及びマイナンパ-制度の概要	県税事務所職員 臨時職員 会計年度任用職員
	個人県民税担当者研修	8日 (金)	1日	広島	基礎的な法律知識,賦課事務,集計事務処理	県税事務所職員
	県税徴収初任者研修	11日(月)	18	オン ライン	税目毎の滞納整理の進行管理,電話・窓口対応, EUCデータの活用方法, 徴収事務に係る電算事務処理	県税事務所職員
	自動車税(環境性能割・種別割)初任者研修	14日(木)	1日	広島	基礎的な法律知識,事務処理(基礎知識・減免事務・電算事務処理)	県税事務所職員
	不動産取得税初任者研修	15日(金)	1日	広島	基礎的な法律知識, 賦課事務, 不服申立事務, 減免・課税免除事務, 電算事務処理	県税事務所職員
	徵収事務初任者研修	18日(月) ~19日(火)	2日	オン ライン	基礎的な法律知識(地方税法総則・国税徴収法), 徴収事務の基礎知識。 徴収実務者体験談	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	軽油引取税初任者研修	20日 (水)	1日	広島	基礎的な法律知識,免税軽油実務,調査事務,電算処理事務	県税事務所職員
	個人事業税, 利子割・配当割・株式等譲渡所得 割初任者研修	21日 (木)	18	広島	基礎的な法律知識,賦課事務,減免・課税免除事務,電算事務処理	県税事務所職員
	収入管理事務初任者研修	22日 (金)	1日	広島	収入管理事務(収入・県税管理,還付・充当、口座振替、納税証明等),電 算事務処理	県税事務所職員
	法人二税・特別法人事業税等初任事務研修及び 電算事務処理研修	25日 (月) ~26日 (火)	2日	広島	基礎知識, 賦課事務, 税務トータルシステムの事務処理 (入力方法・エラー回復等)	県税事務所職員
6月	班長・係長徴収マネジメント研修	3日(金)	1日	オン ライン	徴収部門の班長・係長を対象とした滞納整理のマネジメント	県税事務所職員 市町職員
	家屋評価事務初任者研修	7日(火) ~10日(金)	4日	広島	非木造家屋評価の概要,実地調査,評価計算	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税事務担当(初任)者研修 <音声解説付きの資料掲載を検討>	6月中~下旬	-	-	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
7月	住民税事務担当(初任)者研修 <音声解説付きの資料掲載を検討>	7月中	-	-	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税木造家屋評価事務担当者研修	26日(火) ~27日(水)	2日	広島	木造家屋の評価の概要、評価計算の基礎等	県税事務所職員 市町職員
7月 ~8月	東京税務セミナー	7月~8月	2日×2 コース	オン ライン	滞納整理の先進事例に関する知識の習得及び情報収集	税務課職員 県税事務所職員
9月	徴収職員専門研修(国税徴収法・地方税法総 則)	12日(月) ~14日(水)	3日	オン ライン	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
10月	徴収職員実務研修(納税の緩和制度)	7日(金)	1日	オンライン	納税の緩和制度について講義	県税事務所職員 市町職員
	中国ブロック税務講習会	19日 (水) ~21日 (金)	3日	広島	中国 5 県の合同研修	県税事務所職員
12月	徴収職員専門研修(徴収担当者のための民法)	7日(水) ~9日(金)	3日		債権としての租税(納税事務の成立と確定),連帯債務と連帯納税義務, 親族法と納税義務の承継等	県税事務所職員 県税外債権徴収職員 市町職員
	免税軽油事務実務研修	16日(金)	1日	広島	免税軽油の事例研究、情報交換	県税事務所職員

4 令和4年度県税広報計画(令和4年4月1日現在)

実 施	月	広 報 事 項	時	期	媒体	摘要
4	月	自動車税種別割の納期内納付の勧奨	1	日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
		自動車税種別割・環境性能割のグリーン化税制について	上	旬	ホームページ	
		県税のあらまし		旬	県税のしおり	冊子配布、ホームページ掲載
				旬	あなたと県税	リーフレット配布, ホームページ掲載
				旬	ホームページ	各税目ページ(税制改正分等を更新)
		産業廃棄物埋立税の申告納入について	中	旬	ホームページ	
5	月				ポスター、チラシ	金融機関、各庁舎等に掲示するほか、県政情報コーナー にチラシ配架
			中	旬	デジタルサイネージ	広島銀行店舗等
		自動車税種別割の納期内納付の勧奨及び納税方法につい	│ │ ~		全庁掲示板	庁内広報
		τ			パソコン啓発画面	庁内広報
			下	旬	SNS	ツイッター,フェイスブック
					ホームページ	PRページ(クレジット納付受付期間告知)
		自動車税種別割の納期内納付の勧奨について	上旬~	下旬	懸垂幕	本庁南館に掲出
		口座振替加入勧奨について	随	時	ホームページ	
6	月	_	_	-	_	_
7	月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中	旬	ホームページ	
		不正軽油ホットラインについて	随	時	ホームページ	
		軽油の県内購買勧奨について	随	時	ホームページ	
8	月	個人事業税(1期分)の納期内納付の勧奨について	中	旬	ホームページ	
		四人争未依(「朔力)の納朔内納刊の御楽にういて		PJ	SNS	ツイッター,フェイスブック
		口座振替加入勧奨について	随	時	ホームページ	
9	月	不正軽油ホットラインについて	随	時	ホームページ	
10	月		1	日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
		不正軽油撲滅の強化月間について		_	ホームページ	
			上	旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
					ホームページ	
		個人事業税(2期分)の納期内納付の勧奨について	中	旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
		産業廃棄物埋立税の申告納入について	中	旬	ホームページ	
11	月	地士科幼科性准治ルロ間の中位について	上	旬	ポスター	各庁舎, 市町で掲示
		地方税納税推進強化月間の実施について	上	旬	ホームページ	
		自動車の移転・抹消登録の促進について	上	旬	ホームページ	
			上	旬	ポスター	各庁舎, 市町で掲示
		ガ た 来っる調明について		-)	全庁掲示板	庁内広報
		税を考える週間について	中	_	ホームページ	PRページ
				旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
		税務統計要覧について	下	旬	ホームページ	令和3年度版を掲載
12	月	自動車税種別割納税通知書用封筒裏面広告の募集について	上	旬	ホームページ	
		広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・書写:納貯連主催)	上	旬	ホームページ	県知事賞の表彰後、ホームページ掲載

実が	施 月	広 報 事 項	時	期	媒体	摘要
1	月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中	旬	ホームページ	
2	F	1			ホームページ	PRページ
			中	旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
		所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確 定申告について	^	~	全庁掲示板	庁内広報
			下	旬	パソコン啓発画面	庁内広報
					懸垂幕	本庁南館に掲出
				旬	リーフレット	各庁舎, 市町で配布
		自動車の移転・抹消登録の促進について	中 ~	٠,٠	ホームページ	
			下	旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
		広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・書写:納貯連主催)		旬	県民ギャラリー展示	R5年2月27日(月)~3月10日(金)予定
				旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
3	月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確	初旬		ホームページ	PRページ
			初旬		SNS	ツイッター、フェイスブック
		自動車の移転・抹消登録の促進について	下	旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
通	年	E 電子納付について	随	時	ホームページ, チラシ	ンなど機会があるごとに
		コンビニ収納について	随	時	ホームページなど機	会があるごとに
		口座振替について	随	時	ホームページ, チラシ	ンなど機会があるごとに
		個人住民税の特別徴収の徹底について	随	時	ホームページ、イベン	ノトなど機会があるごとに
		ふるさと納税について	随	時	ホームページ	

【ブランド・コミュニケーション戦略チーム所管の広報媒体】

令和4年4月1日現在

媒体	名 称 等	時間等	発行回数等			
印刷広報	ひろしま県民だより	新聞朝刊折込	年4回(4,7,10,1月の1日) ※1月は3日			
(包括連携協定)	コンビニエンスストア, スーパー, 百貨 チラ	'店,高速道路S』 シ配架	A・PAなどのラックへの			
ページム	広島県ホームページ (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/)					
S N S	広島県公式Facebook (https://www.facebook.com/pref.hiroshima) 広島県公式Twitter (https://twitter.com/hiroshima_pref) 広島県公式LINE (<u>https://page.line.me/tcu5165v</u>) 広島県公式TikTok (<u>@hiroshima_pref</u>)					
映像	デジタルサイネージ	原則 15秒	3か月に1回(4,7,10,1月)更 新:広島銀行,広島産業会 館,ふくやま産業交流会館			
 	県職員退職者会広報紙ふれあい	年4回 (5, 8, 10, 1月の10日発行)				

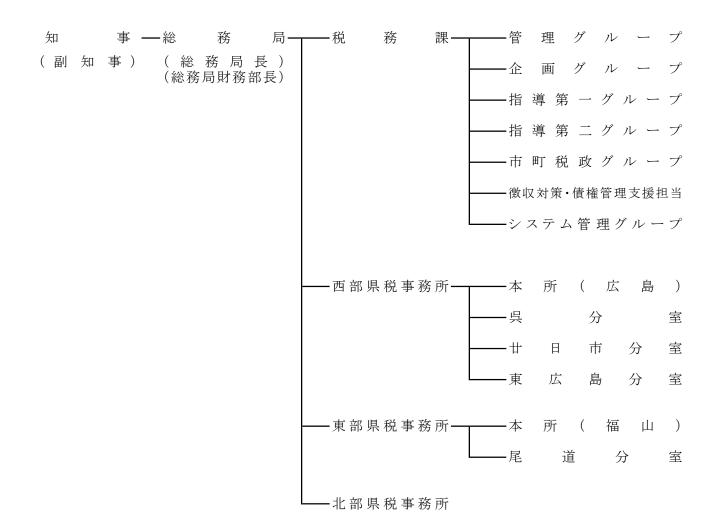
1 税 務 機 構

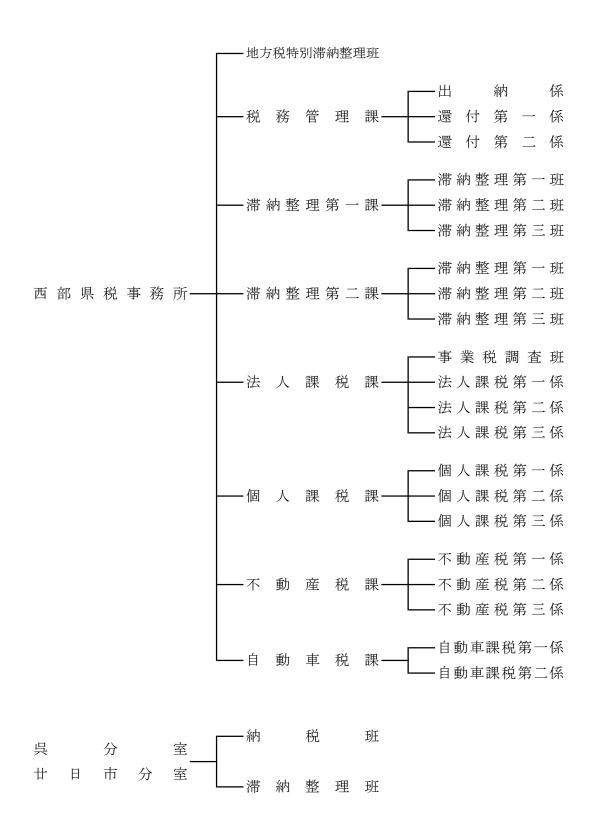
(1) 機構の概要

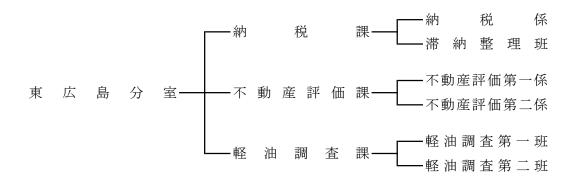
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部 ・北部に県税事務所を設置している。

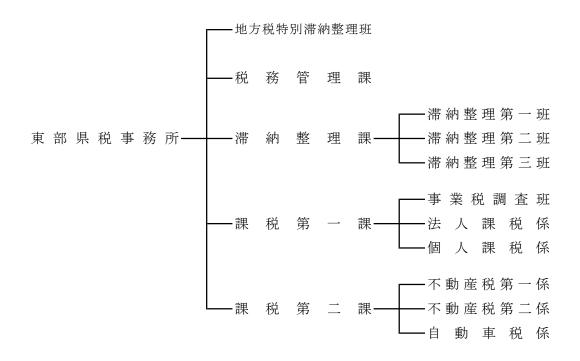
税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、 県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

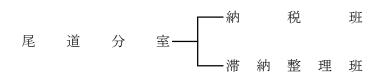
(2) 機 構













2 事 務 分 掌

グループ	分 掌 務
	1 職員の身分,服務及び福利厚生に関すること
	2 税務組織に関すること
	3 歳出予算及び支出に関すること
<i>₹</i> ₹₹₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	4 物品の出納及び管理に関すること
管理グループ 	5 文書の収発整理に関すること
	6 公有財産の管理に関すること
	7 税務職員の研修に関すること
	8 他のグループの所掌に属さないこと
	1 県税及び県税に係る税外収入の予算,決算及び調定収入の整理
	2 県税関係法規及び通達に関すること
	3 納税貯蓄組合に関すること
	4 特別法人事業譲与税,地方揮発油譲与税,石油ガス譲与税,自動車重量譲与税,地方 道路譲与税,森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること
	5 課税状況等の報告に関すること
企画グループ	6 県税統計に関すること
	7 地方交付税の基準財政収入に関すること
	8 県税に係る陳情、請願に関すること
	9 県税に係る広報に関すること
	10 口座振替制度に関すること
	11 県税事務所の事務実態調査及び定例監査に関すること
	12 地方消費税に関すること
	1 法人二税及び自動車税(自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割)の総括
	2 鉱区税の賦課徴収に関すること
指導第一グループ	3 県たばこ税及び狩猟税に関すること
	4 税理士資格に関すること
	5 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること
	1 個人県民税,県民税利子割,県民税配当割,県民税株式等譲渡所得割,個人事業税, ゴルフ場利用税,軽油引取税,不動産取得税の総括
	2 産業廃棄物埋立税に関すること
	3 寄付金税制及びふるさと納税に関すること
指導第二グループ	4 利子割精算金に関すること
	5 県税の犯則取締に関すること
	6 県税のほ税調査及びその指導に関すること
	7 県税の課税免除に関すること
	8 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること

グループ		分 掌
	1	市町の徴収対策に関すること
	2	個人住民税特別徴収の推進に関すること
	3	固定資産税の課税免除に関すること
	4	市町村民税に関すること
	5	国民健康保険税に関すること
市町税政グループ	6	普通交付税(基準財政収入額)に関すること
	7	特別土地保有税に関すること
	8	固定資産税・都市計画税に関すること
	9	固定資産評価審議会に関すること
	10	市町村交付金・納付金に関すること
	11	基地交付金に関すること
	1	県税の滞納整理に関すること
	2	インターネット公売に関すること
徴収対策・債権	3	市町税の徴収指導(個人県民税の徴収対策を含む。)に関すること
管理支援担当	4	税外債権の管理回収に係る研修に関すること
	5	広島県債権管理会議に関すること
	6	その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関すること
	1	税務トータルシステムの運用管理に関すること
	2	地方税電子申告審査システムの運用管理に関すること
	3	軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関すること
システム管理グループ	4	県税領収済通知書の管理に関すること
	5	自動車登録手続のワンストップサービス(OSS)に関すること
	6	電子納税に関すること
	7	EUCシステムに関すること
	8	税務端末機器等の管理に関すること

所	課	係・班	
וכז	床	床。斑	プーニューター
	州 古 沿 	別滞納整理班	2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること
	77 176 1V	加州亚	3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
ŀ			
			2 納税意欲の高揚に関すること
			3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること
	税務管理課	出納係	4 県税領収証, 徴収金出納簿, 現金引継簿及び納付(納入)受託証書の管理 に関すること
		還付第二係	5 徴収金及び過料の収入整理に関すること
西			6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること
			7 納税証明に関すること
÷17			8 前各号のほか,他課の所掌に属しないこと
部	滞納整理	滞納整理第一班	1 県税,特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の 徴収に関すること
	第 一 課	滞納整理第二班滞納整理第三班	2 県税,特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る 延滞金の減免に関すること
税	ar 4h 東 1田	滞納整理第一班滞納整理第一班	1 県税,特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の 徴収に関すること
- 1	府 州 登 琪 第 二 課	滞納整理第二班 滞納整理第三班	2 県税,特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る
事		THE WATER SHEET SHEET	延滞金の減免に関すること
務		事業税調査班	1 法人の県民税,法人の事業税,特別法人事業税及び地方法人特別税並びに これらに係る税外収入の賦課に関すること
所	法人課税課	法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係	2 法人の県民税,法人の事業税,特別法人事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること
			3 eLTAXの普及・利用促進に関すること
			1 個人の県民税,利子等に係る県民税,特定配当等に係る県民税,特定株式 等譲渡所得金額に係る県民税,個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税 に係る税外収入の賦課に関すること
本	/m / am 4)/ am	個人課税第一係	2 個人の県民税, 利子等に係る県民税, 特定配当等に係る県民税, 特定株式
所	個人課柷課	個人課税第二係個人課税第三係	等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に 関すること
			3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること
\smile			4 軽油引取税の免税証の管理に関すること
·		不動産税第一係	1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に 関すること
	不動産税課	不動産税第二係 不動産税第三係	2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること
			3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること
			1 自動車税の種別割及び同税に係る税外収入の賦課に関すること
			2 自動車税の種別割の課税標準の調査に関すること
	自動車税課自動車課税第一自動車課税第二		3 証紙徴収に係る自動車税及び軽自動車税(環境性能割に限る。)の申告書の 受理等(広島運輸支局所管の自動車に限る。)
			4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収 の特例に関する条例第四条の自動車税の種別割の徴収に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室		说 班 整 理 班	1 県税領収証, 徴収金出納簿, 現金引継簿及び納付(納入)受託証書の管理 に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税等の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税等の減免に関すること 8 軽油引取税の免税証の管理に関すること
東広島	納 税 課	納 税 係 滞納整理班	1 県税領収証, 徴収金出納簿, 現金引継簿及び納付(納入)受託証書の管理に関すること 2 徴収金及び過料の収入整理に関すること 3 納税証明に関すること 4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること 5 県税等の延滞金の減免に関すること 6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること 7 自動車税等の減免に関すること
分室	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に 関すること
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること 4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること

所	課	係・班	分 掌
			1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること
	地方税特別	引滞納整理班	2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること
			3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
			1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること
			2 納税意欲の高揚に関すること
			3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること
	税務	管 理 課	4 県税領収証, 徴収金出納簿, 現金引継簿及び納付(納入) 受託証書の管理 に関すること
東			5 徴収金及び過料の収入整理に関すること
部			6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること
			7 納税証明に関すること
県			8 前各号のほか,他課の所掌に属しないこと
税	`## \0.h #\0.17H #H	滞納整理第一班	1 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の 徴収に関すること
事務	佈約登埕硃	滞納整理第二班滞納整理第三班	2 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係 る延滞金の減免に関すること
所			1 県民税,事業税,特別法人事業税,地方法人特別税及び狩猟税並びにこれら に係る税外収入の賦課に関すること
_		事業税調査班法 人 課 税 係	2 県民税,事業税,特別法人事業税,地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の 調査に関すること
本所		個 人 課 税 係	3 県民税,事業税,特別法人事業税,地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取 締に関すること
			4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること
			1 不動産取得税,自動車税の種別割及び固定資産税並びにこれらの県税に係る 税外収入の賦課に関すること
		不動産税第一係	2 不動産取得税,自動車税の種別割及び固定資産税の課税標準の調査に関する こと
	課税第二課	不動産税第二係自動車税係	3 不動産取得税,自動車税の種別割及び固定資産税に係る犯則取締に関するこ と
			4 証紙徴収に係る自動車税等の申告書の受理等(福山自動車検査登録事務所所 管の自動車に限る。)
			5 軽油引取税の免税証の管理に関すること
			1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること
			2 納税意欲の高揚に関すること
			3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること
			4 県税領収証, 徴収金出納簿, 現金引継簿及び納付(納入) 受託証書の管理に 関すること
北	収納管理課	出 納 班	5 徴収金及び過料の収入整理に関すること
部	₩1日左W	滞納整理班	6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること
県税			7 納税証明に関すること
事			8 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること
務所			9 県税等の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
121			10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
			11 前各号のほか,他課の所掌に属さないこと
			1 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課に関すること
	課税課	事 業 税 係 不動産自動車税係	2 県税等の課税標準の調査に関すること
		T >>> 生 日 >>> 早 代 (栄	3 軽油引取税の免税証の管理に関すること
			4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること

3 税務職員配置状況(1)

																令和4	4年4月1	日現在
							総	所	次 長 ·		主察 幹員 · · · 主係	主	`	主	事	系 種 :	類別	内訳
		区		分			THES.	長・	地 方	課 長・☆	任 税 務 査	土	主任(エ	土	総	収	直	間
							数	分 室 長	税総括管理監	事	察員・税務査・事業調整員	任	(エルダー)	事	務	納	税	税
平	成	22	年	度	総	計	365	8	14	29	214	71	22	7	37	146	151	31
平	成	23	年	度	総	計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平	成	24	年	度	総	計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平	成	25	年	度	総	計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平	成	26	年	度	総	計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平	成	27	年	度	総	計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平	成	28	年	度	総	計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
平	成	29	年	度	総	計	336	8	13	34	201	21	38	21	34	136	144	22
平	成	30	年	度	総	計	335	8	13	34	199	21	39	21	34	136	143	22
令	和	元	年	度	総	計	331	8	13	33	188	20	39	30	35	130	145	21
令	和	2	年	度	総	計	325	8	13	33	175	20	40	36	33	130	141	21
令	和	3	年	度	総	計	312	8	13	33	158	24	35	41	32	119	140	21
令	和	4	年	度	松	計	307	8	13	33	156	21	33	43	31	115	140	21
 税		内	務	訳) 課	35	1	1	2	21	6	0	4	20	3	11	1
西西	部		—— 税	事		所	123	1	4	14	61	12	16	15	2	55	65	1
西 呉	部	県	 税 分	事	務	所 室	10	1	1	0	4	1	2	1	1	5	3	1
西廿	部	 県 日	が 税 市	事	 務	至 所 室	12	1	1	0	6	1	2	1	1	7	3	1
西東	部	ロ 県 太	 税 島	事	········ ······· ······· ············	至 所 室	36	1	1	5	19	0	5	5	2	6	14	14
東	部	— 県	税	事	務	所	62	1	3	9	32	1	6	10	2	26	33	1
東尾	部	 県 道	税	事分	務	 所 室	10	1	1	0	6	0	0	2	1	5	3	1
北	部	県	税	事	務	所	19	1	1	3	7	0	2	5	2	8	8	1
						2.巨烟/		/フテルギ							l			

⁽注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。 (注2) 市町からの派遣職員及び会計年度任用職員(令和元年度までは嘱託員)を除く。 - 133-

3 税務職員配置状況(2)

令和4年4月1日現在

				·	一切,口刻在
所 名	課名	職員数	所 名	課名	職員数
	地方税特別滞納整理班	7		納 税 課	12
	税 務 管 理 課	18	東広	不動産評価課	10
	滞納整理第一課	17	東広島分室	軽 油 調 査 課	14
西部	滞納整理第二課	16		小 計	36
西部県税事務所	法 人 課 税 課	18		地方税特別滞納整理班	6
務 所	個 人 課 税 課	14	古	税 務 管 理 課	10
	不 動 産 税 課	19	東部県税事務所	滞納整理課	13
	自 動 車 税 課	14	事務	課税第一課	12
	小計	123	, нл	課税第二課	21
	納 税 班	5		小 計	62
呉 分 室	滞納整理班	5	E	納 税 班	5
	小計	10	尾道分室	滞納整理班	5
#	納 税 班	5	至	小 計	10
廿日市分	滞納整理班	7	北 部	収 納 管 理 課	10
分 室	小計	12	部県税事務所	課 税 課	9
			務 所 	小計	19
(注)市町;	からの派遣職員及び会計年度任用職員	員を除く。	, ,	税 務 課	35
				合 計	307

4 税務職員年齡別・男女別人員分布

令和4年4月1日現在 (歳) 総数 男性 女性 構成比 (構成比) 年齢 (3) (3) (0)(1.0)(6) (6) (0)(2.0)■男性 (8) (7) (1) (2.6)□女性 (12)(11)(1) (3.9)(5) (5) (0)(1.6)2.6 (2.3)7 4.0 (3.6)5.5 (4.9)5.1 (4.6)5.1 (4.6)8.1 (7.2)7.3 (6.5)5.5 (4.9)2.9 (2.6)4.8 (4.2)5.9 (5.2)4.8 (4.2)7 2.2 (2.0)4.0 (3.6)(1.6) 1.8 7 5 2.6 (2.3)1.8 (1.6)1.5 (1.3)1.5 (1.3)(0.3)0.4 1.5 (1.3)0.4 (0.3)3 2 0 1.1 (1.0)1.5 (1.3)1.1 (1.0)1.1 (1.0)0.0 (0.0)(0.3)0.4 0.0 (0.0)1.1 (1.0)0.7 (0.7)0.0 (0.0)1.1 (1.0)1.5 (1.3)7 1.5 (1.3)4.0 (3.6)2.9 (2.6)1.8 (1.6)(0.0)0.0 0.7 (0.7)0.0 (0.0)²⁵(人) 0.4 (0.3)

※ 平均年齢の堆段

水平均	十一圏アリノナ	王 19													(歳)
区分	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
全体	46.2	45.7	46.3	46.5	47.2	46.6	46.6	46.6	46.2	46.4	46.0	45.8	45.8	45.7	45.4
平均	(47.9)	(47.4)	(48.2)	(48.3)	(48.9)	(48.3)	(48.3)	(47.6)	(47.5)	(47.1)	(47.0)	(46.8)	(46.7)	(46.5)	(46.1)
男性	47.7	47.7	48.7	48.9	49.4	48.6	48.3	48.6	48.5	49.0	48.5	48.3	48.3	48.4	48.0
平均	(50.5)	(50.4)	(51.5)	(51.3)	(51.6)	(50.7)	(50.4)	(49.7)	(50.0)	(49.9)	(49.6)	(49.4)	(49.3)	(49.2)	(48.7)
女性	44.8	43.8	43.8	43.8	44.2	43.7	44.0	43.2	42.5	41.8	40.9	40.5	40.2	39.1	38.6
平均	(45.0)	(44.2)	(44.2)	(44.3)	(44.7)	(44.3)	(44.6)	(43.7)	(42.8)	(41.8)	(41.1)	(40.9)	(40.6)	(39.9)	(39.3)

計

(注)

(307)

(160)

)内はエルダー職員を含む構成比。

(147)

(100.0)

100.0

(注) ()内はエルダー職員を含む平均年齢。

5 事務所別管轄区域面積・人口一覧

課・所名	管 轄 区 域	面積 (km²)	人口(人)	備考
		4.1.1現在	4.1.1現在	
税務課		(県計)	(県計)	
		8,479.20	2,788,687	
西部県税事務所		15.32	136,264	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町
廿日市分室	ル 東区	39.42		は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所か
男 分 室	" 南区	26.46	141,442	ら移管され,平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管さ
東広島分室	" 西区	35.61	187,813	平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止, 廿日市・呉・東
米 丛 勘 分 主	" 安佐南区	117.03		広島の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉 市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島
	" 安佐北区	353.33	141,122	市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
	" 安芸区	94.08	77,922	
	" 佐伯区	225.43	140,893	
	,	352.83	213,008	
	竹原市	118.23	24,071	
	大竹市	78.66	26,339	
	東広島市	635.15	189,039	
	廿日市市	489.49	116,649	
	安芸高田市	537.71	27,531	
	江田島市	100.72	21,770	
	安芸郡府中町	10.41	52,935	
	〃 海田町	13.79	30,408	
	〃 熊野町	33.76	23,584	
	〃 坂町	15.69	12,943	
	山県郡安芸太田町	341.89	5,840	
	" 北広島町	646.20	17,797	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,153	
	計	4,324.32	1,958,216	
東部県税事務所	三原市	471.51	90,320	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。
尾道分室	尾道市	285.11	131,887	府中市,旧芦品郡新市町(現:福山市),甲奴郡の各町,神石郡 の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。
	福山市	517.72	463,324	うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所
	府中市	195.75	37,226	に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域
	世羅郡世羅町	278.14	15,452	事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税
	神石郡神石高原町	381.98	8,496	務局から移管された。
	計	2,130.21	746,705	
北部県税事務所		778.18	50 200	 庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度
11 印 宋 忱 妻 務 炘	三次 _中 庄原市	1,246.49	50,398 33,368	に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。
	注 原中	2,024.67		甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域 事務所へ移管された。
	п	2,024.07	03,700	事物川・19日で41/に。
(沙)		ı		ı

(注)

^{*}管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」による。

^{*}管轄区域人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による(住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む)。

^{*}各県税事務所の管轄区域は、令和4年4月1日現在のものである。

	事務所名	電話	郵便番号	所 在 地			
西部県税	事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23			
n,	廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68			
n,	呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25			
"	東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10			
	観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)			
東部県税	事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1			
n,	尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12			
	松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)			
北部県税	事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1			
税務課		(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52			

1 徴税費

(単位:千円)

					(単位:千円)
	×	分	2 年 度	3 年 度	4年度当初
		л 	決 算 額	決 算 額	予算額
		予 算 額 (324,147,130	328,068,096	340,294,000
税」	収 入	調定(見込)額(333,629,578	342,026,948	344,279,000
		収入(見込)額(327,652,177	337,499,388	_
		職員	自 1,309,495	1,269,735	1,257,031
徴	人	超過勤務手	¥ 45,857	45,100	44,386
		諸 手 当 税 務 特 勤 手 計	≦ 50,578	49,154	43,146
	件	その他の手	¥ 741,139	698,671	714,588
		小	837,574	792,925	802,120
	費	その他の人件	专 585,748	588,319	585,419
		計	A 2,732,817	2,650,979	2,644,570
	旅	費	7,884	7,928	23,040
		需 用 3	专 50,426	49,250	52,755
	需	通信運搬	101,398	98,587	104,667
	用	備品品	表 8	558	330
	費	ك 0 1	也 581,346	548,552	777,655
		計	733,178	696,947	935,407
税		県 納税義務者	女 4,260,743	4,283,698	4,292,811
	徴	果民税の民払込金額	1,935	1,633	3,269
		そ の f	也 202,684	216,801	206,327
	収	徴収取扱費 税 小	4,465,362	4,502,132	4,502,407
		地方消費和	232,427	194,596	187,000
		小	4,697,789	4,696,728	4,689,407
	取	納税貯蓄組合関連	345	355	360
費	扱	特別徴収義務者 産業廃棄物埋立程	兑 14,243	14,213	16,300
		おがば 収 袋 坊 日 ゴルフ場利用利	兑 1,283	1,396	1,500
	費	に対する交付金軽油引取す	563,389	570,440	572,500
		小	+ 578,915	586,049	590,300
			<u>±</u> 38,359	41,701	54,294
		計	5,315,408	5,324,833	5,334,361
	合 計		8,789,287	8,680,687	8,937,378
税収	入に対	対予算額 ④ / (2.71	2.65	2.63
する行			2.63	2.54	2.60
<i>v</i>			2.68	2.57	_
			322	309	307
徴税	吏 員 数		38	40	39
			360	349	346
徴税	吏 員		910,145	967,047	_
徴税	吏 員	人 件 費 (含 旅 費)	7,614	7,619	7,710
1 人 🗎		物件費(含徴収取扱費等)	16,802	17,255	18,121
以 1九		計 ④ / (24,415	24,874	25,831

2 還付金の状況

(単位:円,%)

						中位:円, 70/
区	分	平成30年度	令和元 年 度	令和2年度(A)	令和3年度(B)	対前年比 (B)/(A)×100
戻	法人県民税	180,547,927	196,847,519	136,718,362	124,935,070	91.4
	県 民 税 利 子 割	37,149	64,461	501,233	104,732	20.9
	県 民 税 配 当 割	3,115	_	1,374	268	19.5
	県民税株式等譲渡所得割	_	_	87,125	_	_
	個 人 事 業 税	11,004,693	15,639,484	9,761,475	11,144,190	114.2
	法 人 事 業 税	1,311,424,490	1,569,992,401	1,630,092,731	2,654,246,791	162.8
	地方消費税譲渡割	_	_	_	_	_
	地方消費税貨物割	_	_	_	_	_
	不動産取得税	128,536,100	151,688,260	150,444,000	203,225,600	135.1
	県 た ば こ 税	223,314	16,075	128,836	234,023	181.6
	ゴルフ場利用税	200,700	7,735,000	4,118,700	1,300	0.0
	自動車税環境性能割 自動車税種別割	_	1,604,900	4,597,200	4,393,400	95.6
	(注 2)	_	1,201,690,804	1,108,806,471	1,081,484,390	97.5
	鉱 区 税		32,200	_	_	_
	軽油引取税	19,699,161	6,593,293	11,061,349	6,730,908	60.9
分	狩 猟 税	_	_	_	_	_
	産業廃棄物埋立税	876,654	7,295,330	_	100	_
	その他	1,313,235,281	6,531,000	45,700		
	合 計	2,965,788,584	3,165,730,727	3,056,364,556	4,086,500,772	133.7
支	法人県民税	322,426,783	434,919,610	477,018,318	857,711,100	179.8
	確定減	290,716,360	405,709,972	424,934,500	118,310,200	27.8
	更正減	31,705,119	29,200,050	29,534,400	739,400,900	2,503.5
	利子割控除	5,304	9,588	22,549,418	0	0.0
	県 民 税 利 子 割 個 人 事 業 税	356,301	81,403	104,896	60,289	57.5
	個 人 事 業 税 法 人 事 業 税	10,249,100 1,727,760,557	27,416,500 1,928,235,964	8,477,700 2,364,380,006	12,089,800 3,965,934,665	142.6 167.7
	在 定 減	1,502,003,840	1,631,654,182	2,107,425,406	2,088,012,365	99.1
	更正減	225,756,717	296,581,782	256,954,600	1,877,922,300	730.8
	地方消費税譲渡割	223,130,111	290,301,702	230,334,000	1,677,922,300	750.6
	地方消費税貨物割		_	_	_	
	不動産取得税	291,509,400	252,602,700	278,261,100	308,402,500	110.8
出	果たばこ税					—
	ゴルフ場利用税	15,000	205,100	_	_	
分	自動車税環境性能割	_	_	104,700	1,070,100	1,022.1
	自動革税種別割	_	_	1,992,000	4,423,906	222.1
	(注 2) 鉱 区 税	_	_	_	_	_
	軽油引取税	3,521,373	9,224,459	6,586,394	2,993,948	45.5
	狩 猟 税	_	_	_	_	_
	産業廃棄物埋立税	_	_	_	_	_
	小計	2,355,838,514	2,652,685,736	3,136,925,114	5,152,686,308	164.3
	その他	11,355,330	12,078,311	20,991,286	1,290,810	6.1
	還 付 加 算 金	24,852,314	27,378,027	36,314,579	26,292,696	72.4
	小 計	36,207,644	39,456,338	57,305,865	27,583,506	48.1
	合 計	2,392,046,158	2,692,142,074	3,194,230,979	5,180,269,814	162.2
(注	5 m 11 m	人県民税、旧法による自	***** ********************************	/ 	1.) 延滞金及び各種	

⁽注) 1「その他」 は,個人県民税,旧法による自動車税・自動車取得税(R元.9.30廃止・見直し),延滞金及び各種加算金を示す。 2 令和元年10月1日に導入。

3 各種交付金等の推移

(単位:円)

							(単位:円)	
	区	分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
徴	支	個人県民税徴収取扱費市 町 交 付 金	4,339,882,784	4,408,964,975	4,404,520,012	4,465,361,455	4,501,095,000	
収取扱		地方消費税事務取扱費	225,381,621	234,356,895	221,175,089	232,427,174	195,632,175	
費	出	合 計	4,565,264,405	4,643,321,870	4,625,695,101	4,697,788,629	4,696,727,175	
		利 子 割 交 付 金	880,990,000	914,114,000	430,293,000	417,410,000	399,568,000	
		地方消費税交付金	52,484,412,000	53,162,965,000	51,106,943,000	62,227,122,000	67,707,714,000	
		ゴルフ場所在市町交付金	504,585,674	452,000,000	477,000,000	464,554,000	510,807,829	
		自動車取得税交付金	3,090,569,560	3,229,999,172	1,781,858,844	0	0	
市	+	軽油引取税指定市交付金	5,285,000,000	5,606,582,560	5,414,240,282	5,131,965,000	5,330,346,427	
町交	支	法人事業税交付金	_	_	_	3,726,461,000	6,417,641,000	
付付	出	配当割交付金	1,970,921,000	1,592,837,000	1,869,977,000	1,731,120,000	2,541,000,000	
金		株式等譲渡所得割交付金	1,840,781,000	1,153,121,000	978,989,000	1,712,206,000	2,762,875,000	
		分離課税所得割指定市交付金	224,745,000	234,973,000	233,000,000	252,360,000	247,396,000	
		県 民 税 所 得 割 指 定 市 臨 時 交 付 金	23,454,957,000	3,099,887,000	0	0	0	
		環境性能割市町交付金	0	0	0	1,136,702,698	1,203,480,901	
		合 計	66,057,259,234	69,446,478,732	62,292,301,126	76,799,900,698	87,120,829,157	
-1417	収	利 子 割 精 算 金	28,320	1,501	1,120	0	0	
都道		地方消費税清算金	103,862,618,837	103,778,851,000	101,982,496,000	122,656,788,014	133,750,334,396	
府県	入	슴 計	103,862,647,157	103,778,852,501	101,982,497,120	122,656,788,014	133,750,334,396	
精	支	利 子 割 精 算 金	806	0	0	0	6	
算 金		地方消費税清算金	63,129,000,000	63,840,000,000	62,347,000,000	78,434,705,014	72,684,993,396	
	出	合 計	63,129,000,806	63,840,000,000	62,347,000,000	78,434,705,014	72,684,993,402	

4 令和3年度市町交付金一覧

\setminus	市町名	利 子 割 交 付 金	地 方 消 費 税 交 付 金	ゴルフ場所在市町交 付 金	自 動 車 取 得 税 交 付 金	環境性能割市町交 付 金	軽油引取税指定市交 付 金
	広 島 市	192,813,000	28,895,178,000	56,912,192		296,110,000	
	呉 市	29,466,000	5,331,839,000	25,169,603		67,855,000	
	竹 原 市	2,744,000	605,814,000	22,236,136		11,872,000	
	大 竹 市	3,405,000	669,256,000			9,200,000	
	東広島市	27,747,000	4,559,293,000	117,972,559		81,019,000	
	廿日市市	15,860,000	2,621,042,000	66,173,658		34,664,000	
	安芸高田市	2,885,000	685,848,000	26,757,378		24,658,000	
西	江田島市	2,510,000	542,168,000			10,252,000	
部	府中町	8,333,000	1,215,560,000			9,733,000	
	海田町	4,288,000	700,626,000			6,633,000	
	熊 野 町	2,714,000	505,198,000			7,729,000	
	坂 町	1,480,000	330,004,000			3,704,000	
	安芸太田町	529,000	151,059,000			7,556,000	
	北広島町	1,863,000	464,989,000	17,343,410		28,104,000	
	大崎上島町	641,000	185,401,000			5,838,000	
	小 計	297,278,000	47,463,275,000	332,564,936	0	604,927,000	0
	三原市	10,854,000	2,265,199,000	91,195,096		52,818,000	
	尾道市	16,103,000	3,247,010,000	11,777,229		53,656,000	
東	福山市	59,927,000	11,055,648,000	51,354,492		154,965,000	
sterr	府中市	4,349,000	956,362,000			18,877,000	
部	世羅町	1,484,000	377,359,000	5,993,408		23,382,000	
	神石高原町	681,000	203,838,000	4,834,158		28,247,000	
	小 計	93,398,000	18,105,416,000	165,154,383	0	331,945,000	0
北	三次市	5,626,000	1,280,149,000	6,998,616		54,363,000	
部	庄 原 市	3,266,000	858,874,000	6,089,894		52,181,000	
作	小 計	8,892,000	2,139,023,000	13,088,510	0	106,544,000	0
	県 合 計	399,568,000	67,707,714,000	510,807,829	0	1,043,416,000	0
	旨定都市分 (広島市)	0	0			160,064,901	5,330,346,427
	総計	399,568,000	67,707,714,000	510,807,829	0	1,203,480,901	5,330,346,427
	広島市計	192,813,000	28,895,178,000	56,912,192	0	456,174,901	5,330,346,427

法 人 事 業 税 交 付 金		株式等譲渡所得割 交 付 金	分離課税所得割指定市 交 付 金	合 計
3,348,346,000	1,226,676,000	1,334,066,000		35,350,101,192
428,436,000	186,718,000	202,705,000		6,272,188,603
43,648,000	17,419,000	18,920,000		722,653,136
59,152,000	21,554,000	23,385,000		785,952,000
393,604,000	177,283,000	193,162,000		5,550,080,559
154,757,000	100,699,000	109,413,000		3,102,608,658
43,900,000	18,301,000	19,872,000		822,221,378
22,935,000	15,803,000	17,103,000		610,771,000
87,449,000	52,893,000	57,463,000		1,431,431,000
50,105,000	27,308,000	29,710,000		818,670,000
16,698,000	17,282,000	18,800,000		568,421,000
48,406,000	9,354,000	10,140,000		403,088,000
6,866,000	3,362,000	3,655,000		173,027,000
47,531,000	11,825,000	12,844,000		584,499,410
14,594,000	4,067,000	4,414,000		214,955,000
4,766,427,000	1,890,544,000	2,055,652,000	0	57,410,667,936
173,524,000	68,687,000	74,521,000		2,736,798,096
273,595,000	101,940,000	110,617,000		3,814,698,229
968,735,000	382,147,000	416,022,000		13,088,798,492
80,413,000	27,662,000	30,079,000		1,117,742,000
21,267,000	9,431,000	10,251,000		449,167,408
8,493,000	4,327,000	4,699,000		255,119,158
1,526,027,000	594,194,000	646,189,000	0	21,462,323,383
81,877,000	35,682,000	38,752,000		1,503,447,616
43,310,000	20,580,000	22,282,000		1,006,582,894
125,187,000	56,262,000	61,034,000	0	2,510,030,510
6,417,641,000	2,541,000,000	2,762,875,000	0	81,383,021,829
0	0	0	247,396,000	5,737,807,328
6,417,641,000	2,541,000,000	2,762,875,000	247,396,000	87,120,829,157
3,348,346,000	1,226,676,000	1,334,066,000	247,396,000	41,087,908,520

5 税 務 手 当

職員の特殊勤務手当に関する条例(抄) (昭和26年広島県条例第24号)

(税務職員の特殊勤務手当)

- 第3条 税務職員の特殊勤務手当は、県税の賦課及び徴収に関する事務(次項において「賦課徴収事務」という。)に従事する職員に対して支給する。
- 2 前項の手当は、次に掲げる額とする。
 - (1) 賦課徴収事務に常時従事する者 勤務1月につき1万5,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - (2) 前号以外の者で、賦課徴収事務に従事したもの 賦課徴収事務に従事した日1日につき550円

職員の給与の支給に関する規則(抄) (昭和26年人事委員会規則第4号)

(税務職員の特殊勤務手当)

第20条 特殊勤務手当条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務 1月につき1万5,300円(育児短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2 項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあっては、その額に 同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあってはそ の額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第1項に規定す る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

(参 考)

勤 務 場 所	支 給 額				
県税事務所に勤務する職員	勤務1月につき				
	15,300 円				
本庁に勤務する職員	賦課徴収事務に従事した日1日につき				
	550 円				

1 納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況

(令和4年4月1日現在)

	戸	斤 名	3		納税貯蓄組合連合会数	納税貯蓄組合数
西				部	10	27
東				部	3	86
北				部	2	2
合				計	15	115
令	和	3	年	度	15	217

2 令和3年度口座振替実績

(単位:人,%)

			[<u>X</u>	分	個	人事	業	税
						課税者数	利 用	者 数	利用率
所	名	7				A	В		В / А
西					部	18,193		3 , 592	19.7
東					部	5,911		1,050	17.8
北					部	507		89	17.6
合		Ī	+		1	24,611	4,731		19.2
前	年	度	同	期	2	23,631		4,767	20.2
前	年	比	1	/	2	104.1		99.2	

(注) 令和3年8月31日現在(第1期分)の調である。

(単位:台,%)

									(平匝:口, /0/		
			1	玄	分	Ē	自動車税				
						課 税 台 数	利用	台 数	利 用 率		
所	: 4	呂				A		В	В / А		
西	部					643,884		60,267	9.4		
東					部	259,101		29,257	11.3		
北					部	30,634		3,920	12.8		
合	i ii (1)				1	933,619		93,444	10.0		
前	年	度	同	期	2	933,106		93,560	10.0		
前	年	比	1	/	2	100.1		99.9			

(注) 令和3年6月1日現在の調である。

減免及び過疎法等に係る課税免除

1 令和3年度減免状況

1(1) 事務所別·税目別

(単位:千円)

												(-1-1	
	税目	法人県民税		個人事業税		不動産取得税		自動車税種別割		自動車税環境性能割		合	計
所名		減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数
西	部	9,001	448	0	0	40,600	102	694,344	18,821	0	0	743,945	19,371
東	部	6,576	319	0	0	27,439	78	315,639	8,395	0	0	349,654	8,792
北	部	1,181	57	0	0	9,696	17	49,807	1,364	0	0	60,684	1,438
本	庁						_	57,470	4,826	43,399	845	100,869	5,671
合	計	16,758	824	0	0	77,735	197	1,117,260	33,406	43,399	845	1,255,152	35,272

1 令和3年度減免状況

1(2) 理 由 別

(単位:千円)

1(2) 埋	田 別 由			<u>(位:千円)</u> 件数
法	_			
人 県	認可地縁団体の減免 特定非営利活動法人の減免		7,724 9,034	380 444
民	付 た 升 呂 朴 伯 則 伝 八 の 仮 兄		16,758	824
税	事業用資産に災害を受けた場合の減免		10,738	024
個	中来の資産に次音を支けた場合の域免 住宅・家財に損害を受けた場合の減免		0	0
人 事	生活保護法の適用を受ける者に対する減免		0	0
業	生活体設体の適用を支わる有に対する機先 特別な理由		0	0
税	小 計		0	0
	補助金の交付を受けた不動産に対する減免		E0 610	63
ŀ	親族間における贈与の取消しに係る減免		59,619	12
-	災害により被害を受けた不動産に対する減免		979	
-			52	1
	災害による代替不動産に対する減免		930	17
不動	幼稚園の設置者に対する減免		0	0
産 取	宅地造成工事施工のための土地の取得に対する減免		0	0
得 税	自治会又は町内会が取得した不動産に対する減免	/B \	4,405	53
17L	第一種市街地再開発事業の権利変換手続による不動産取	得に対する減免	0	0
	公用又は公共用施設の用に供する土地に対する減免	5,079	46	
	宗教法人設立のための不動産の取得に対する減免	1,221	3	
-	特別な理由		5,450	2
	小計		77,735	197
	災害により被害を受けた自動車に対する減免		13	1
	地方公共団体の使用する自動車に対する減免		297	16
	レントゲン自動車等に対する減免		5,239	198
-	身体障害者の使用等に対する減免		810,940	21,411
· 自	知的障害者の使用等に対する減免		65,174	1,686
動	精神障害者の使用等に対する減免		9,206	236
車 税 •	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免		92,572	3,310
種別	公的医療機関の救急自動車に対する減免		26	1
割	社会福祉事業を行う者等が所有する自動車に対する減免	L	86,144	2,374
-	生活路線を運行する一般乗合用バスに対する減免		2,714	123
-	指定自動車教習所の教習用自動車に対する減免		12,478	687
	中古商品自動車販売業者の所有する自動車に係る減免		31,039	3,328
	特別な理由		1,418	35
	小計		1,117,260	33,406
-	災害による代替自動車に対する減免		243	7
自 動	身体障害者等の使用等に対する減免	29,243	612	
車	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免	12,022	188	
· 税 環 境	日本赤十字社の救急自動車等に対する減免	0	0	
境 性	公的医療機関の救急自動車等に対する減免		0	0
能割	社会福祉事業を行う者等が取得する自動車に対する減免	L	1,891	38
古")	特別な理由		0	0
	小計		43,399	845
	<u> </u>	計	1,255,152	35,272

2 令和3年度過疎法等に係る課税免除状況

(単位:千円)

										甲位 . 1 门/
税	目			Z \	· (A)	過 疎 法 【課税免除】	半島振興法【不均一課税】	離島振興法【課税免除】	地 域 再 生 法【不均一課税】	合 計
事	業	税	個		人	_	_	_	_	_
≠	未	19%	法		人	7,543		788		8,331
不	動	産	取	得	税	56,693		1,071	29,566	87,330
固(大	定 規	賞 模 億	新	産 資	税 産)	_	_	_		_
Î	â			電	+	64,236	_	1,859	29,566	95,661

争 訟 及 び 犯 則 事 件

1 不服申立て

(令和3年度)

						要	の 理 作	‡ 数		処	理	済	丰 数		翌年度
	区			分		前年度 からの 繰 越	本年度 発生	計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	計	・
賦	1 ,		非自	主決力	定分			0		_	_		_	0	0
	美	事業	自主	: 決 定	三 分			0		_	_		_	0	0
	不	動	産	取得	税	3	2	5		_	_		1	1	4
	軽	油	引	取	税			0		_	_		_	0	0
課	そ	の	他	Ø	税	1	1	2		_	_		_	0	2
徴					収			0		_	_	_	_	0	0
そ			の		他			0		_			_	0	0
合					計	4	3	7	C	(0	0	1	1	6

2 訴 訟

(令和3年度)

					\(\frac{1}{2} \)			本年度		①の完	結事由	別内部	7	翌年度
	区		分		前年度 からの 繰 越	本年度 発 生 件 数	計	中 完 結 件 数	取 下	却下	勝訴	一部敗訴	敗 訴	金へ越供数
賦	個人東	非自	主決定	三分			0	0				_		0
	事業税	自主	三決 定	分		_	0	0		_		_	_	0
	不 動	産	取 得	税		1	1	0				_		1
	軽 油	引	取	税			0	0		_		_		0
課	その	他	Ø	税			0	0				_		0
徴	滞	内	処	分			0	0	_	_	_	_	_	0
収	そ	の		他			0	0	_	_	_	_	_	0
そ		の		他	_	_	0	0						0
合	-		•	計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1

3 犯 則 事 件

(令和3年度)

_											0 干/又/
Į	区 分	前年度 から越 件 数	犯 期 籍 発 件 数	通 告 分数	通 告 程 数	直告発件 数	通不に告件 件	起訴件数	有 罪 確 定 件 数	通 知 分 件 数	翌年度の越数件 数
ゴ	ルフ場利用税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽	144 条 の 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144 条 の 25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油	144条の33第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の33第2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引	144条の33第3項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	144条の33第4項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の41第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取	144条の41第2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の罪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ	の他の税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参 考 資 料

1 県税の税率等の推移

(1) 県民税,事業税,不動産取得税,道府県たばこ税

	\	_	年度	25	26	27	28	29	30
税目		ſ	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
	道府							(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
道	県	ì	去人						
	民								
	税	利	子割						
府		個	事業主控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
נית	事		税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得稅 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第1種事業 8% 第2種事業及び第3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
		人	その他					特別所得税を事業税 第3種事業とした。	
県	業	法	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
	税								
税		人	その他		申納制採用			生命保険事業を収入 金額課税とし,運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
	不	動産取	4得税					(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋 (建築) 10万円 家屋 (その他) 5万円
		府ば 界消						(創設) $\frac{5}{\text{税率}} \frac{115}{}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000 円
	第1種事業課税所得年50万円以下 6%年50万円超 8%					第 1 種事業 5% 第 2 種事業 4% 第 3 種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び清算 所得 8%			普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋 (建築) 15万円 家屋 (その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (グ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (イ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等について は 5.2%) (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人(公共法 人,公益法人等で均等割のみ を課されるものを除く。以下 (4)の法人について同じ。)及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000円 (4)資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え1億円以下で ある法人 年 3,000円 (ヴ) (ヴ)及び(かの法人以外の法人 等 年 1,800円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人(公共法人,公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下(イ)の法人について同じ。)及び保険業法に規定する相互会社年20,000円(イ)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人年6,000円(ヴ)(7)及び(イ)の法人以外の法人等年2,000円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算 所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算 所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算 所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円起及び清算 所得 8%		
(免税点) 土地 10万円 家屋 (建築) 23万円 家屋 (その他) 12万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(小から(エ)において同じ。)が50億円を超える法人 年200,000円(イ)資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人 年100,000円(ウ)資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人 年20,000円(エ)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年6,000円(オ)(ア)~(エ)の法人以外の法人等 年2,000円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56.8.1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和56年1月1日前に住宅以外の家屋の新築 工事に着手した者が、その家屋を昭和57年12 月31日までに取得した場合 ・昭和61年6月30日までに住宅を取得した場合

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円(イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円(サ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円(エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1億円以下の法人 年額 12,000 円(オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等年4,000 円	均等割 (7) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円(イ)資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円(ウ)資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円(エ)資本等の金額が 1 千万円を超え 1億円以下の法人 年額 30,000 円(オ)(ア)から(エ)の法人以外の法人等年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税 率の特例措置を昭和 64 年 6月30日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につ き 200 円	特例税率 (61. 5. 1~ 61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500 万円以下 2% 500 万円超 4%		所得割 550 万円以下 2% 550 万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等に ついては5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合 の税率の特例措置を 平成4年6月30日ま で延長			住宅を取得した 場合の税率の特 例措置を平成7 年6月30日まで 延長	
適用期限の延長 63.3.31まで	適用期限の延長 64. 3. 31 まで	県たばこ税に名称変 更 1,000 本につき 1,129 円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割標準税率 (7) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円(イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円(ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円(エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円(オ) (7)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算 所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算 所得 7.5%
	住宅を取得した場合の 税率の特例措置を平成 10年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の 税率の特例措置を平成 13年6月30日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の 15%(4 万円を上限とする。)の額を税額 から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% 各特定信託の各 年 400 万円以下 5% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人 計算期間の所得 年 400 万円超 6.6% (普通法人)	
年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 5% 計算期間の所得 年 400 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 情算所得 (特別法人) 清算所得 年 400 万円以下 5% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 6.6%	
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成16年6月30日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得年400万円以下…3.8%年800万円以下…5.5%年800万円超 …7.2%・付加価値割0.48%・資本割0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が1億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は4%) (平成15年4月1日から平成18年3月31日までに不動産を取得した場合)			 ○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7月1日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7月1日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア)資本金等の額が50億円を超える法人 年額840,000円 (イ)資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年額567,000円 (ウ)資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年額136,500円 (エ)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額52,500円 (オ)(ア)から(エ)の法人以外の法人等 年額21,000円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	 ○外形標準課税の対象とならない法人・所得割 「普通法人」 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円超及び清算所得…5.3% 「特別法人] 年 400 万円超及び清算所得…3.6%・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用(地方法人特別税(国税)の創設)】 	
	税率 4% (平成20年4月1日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得 割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後, 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の2年延長 (7年から9年に) (平成20年4月1日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を80%に制限 (中小法人等を除く) (平成24年4月1日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成18年4月1日から平成27年3月31日ま でに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4月1日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防 災費確保のため均等割税率を 500 円引上げ (平成 26 年度~平成 35 年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の 平準化 ・仮特別徴収税額を,前年度分の公的 年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別 徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率··· 3.2% 制限税率··· 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税) として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に 無償増資・減資,欠損填補を行った調整後の額とす る。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が,資本金及び資本準備金の合算額 に満たない場合,資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象 から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと 納税)の創設
	○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下・・・・2.2% 年 800 万円以下・・・・3.2% 年 800 万円超及び清算所得・・・・4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下・・・3.4% 年 800 万円起及び清算所得・・・・6.7% 特別法人 年 400 万円以下・・・・3.4%	 ○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正付加価値割… 0.72%資本割 … 0.3%所得割 … 年 400 万円以下 1.6%年 800 万円以下 2.3%年 800 万円以下 3.1%地方法人特別税… 93.5%(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用) 	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正付加価値割… 1.2% 資本割…0.5% 所得割…年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度に適用)
年 400 万円超及び清算所得・・・ 4.6% 電気供給業等収入金・・・ 0.9% ①地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人・・・ 67.4% 所得割課税法人・・・ 43.2% 収入金課税法人・・・ 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し,法人事業に復元)	○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に 満たない場合,資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を 65%に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設○繰越欠損金控除限度を60%に制限(中小法人等を除く)(平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)
○耐震改修(取得日後 6 ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を 2 年延長 (~平成 28 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (~平成 28 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (~平成 29 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特 例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (~平成 29 年 3 月 31 日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに 取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(~平成 30 年 3 月 31 日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (〜平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (〜平成30年3月31日)
		3級品 1,000 本につき 481 円 (4月1日以降)

29	30	元
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税…2% 市民税…8% (平成30年度以後の個人住民税から 適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の10年間から13年間に拡充(令和元年10月から令和2年12月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を 123万円以下(現行76万円未満)に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合 計所得金額に応じて、控除額が逓減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中 小事業者について所得課税とした。 (平成30年4月1日以降開始事業年 度から適用) ○事業税の確定申告書,中間申告書及 び修正申告書への自署押印の廃止 (平成30年4月1日以後提出される ものから適用)	○法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年 400万円以下… 0.4% 年 800万円以下… 0.7% 年 800万円超 … 1.0% 資本金1億円以下の普通法人 年 400万円以下… 3.5% 年 800万円以下… 5.3% 年 800万円超 … 7.0% 特別法人 年 400万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (~令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課稅法人(普通法人)… 37.0% 所得割課稅法人(普通法人)… 37.0% 所得割課稅法人(特別法人)… 34.5% 収入金課稅法人 … 30.0%
○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長(~平成31年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(~平成31年3月31日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (~平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(~平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置 の適用期限を 2 年延長 (~平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の 特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (~平成 32 年 3 月 31 日)	(令和元年10月1日以降開始事業年度から適用) ○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長(~令和3年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(~令和3年3月31日)
3級品 1,000 本につき 551 円 (4月1日以降)	3級品 1,000 本につき 656円 (4月1日以降) 3級品以外 1,000 本につき 930円 (10月1日以降)	3級品 1,000 本につき 930 円 (10月 1 日以降)

2				
	2	3	4	
日本		る個人住民税の対応 ○退職所得課税の適正化(令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用) ○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し(令和6年度分以後適用) ○個人住民税の特別徴収税額通知電子化	応(住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税額から控除) ○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備(公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様	
予約 日本				
● 電気供給業のうち小売電気事業等 及び発電事業等を行う法人に係る事業等を行う法人に係る事業等を行う法人に係る事業を必定している。 (1.5%) (2.2 大型の機能力式見値し 資本会1 他門似で輸油法人 収入割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				子
● 電気供給業のうち小売電気事業等 及び発電事業等を行う法人に係る事業等を行う法人に係る事業等を行う法人に係る事業を必定している。 (1.5%) (2.2 大型の機能力式見値し 資本会1 他門似で輸油法人 収入割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式良直し資本金1億円以下の普通法人収入割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式良直し資本金1億円以下の普通法人収入割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
置の適用期限を2年延長 (~令和4年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準 の特例(1300万円控除)を2年延長 (~令和4年3月31日) ○で地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(~令和6年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (~令和4年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (~令和6年3月31日) ○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能(令和4年4月1日取得から) 1,000本につき1,000円 (10月1日以降) たば	及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し 資本金1億円超の普通法人 収入割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(10月1日以降) (10月1日以降) ば	置の適用期限を2年延長 (〜令和4年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (〜令和4年3月31日)	税率 3% (~令和6年3月31日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(~令和6年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(~令和5年3月31日) ○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長(~令和5年3月31日)	を2年延長 (〜令和6年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (〜令和6年3月31日) ○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能	動
				ば

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

	2) コルノ場利月	用税,特別地方消	賀 柷			T	1
税目	年度	25	26	27	28	29	30
道	ゴルフ場利用税 1. 平成元年度 名称楽を施 利用税) 2. 地方場税として 会む。	(入場税) 第 1 種の場所 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の 1/2 に 引き下げた。		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 50% その他 30% 学生生徒等の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額により 150円まあじゃん場 1 卓 500円たまつき場 1,000円	
府							
県		芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	500 円以下 5% 1 人 1 回 500 円超 10% 宿泊 1 人 1 泊 1,000 円以下 5% 1 人 1 泊 1,000 円超 10%
税	特別地方消費税 料理飲食等 消費税 遊興飲食税						(免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	ゴルフ場に対し定額課税 を採用した。 1人1日 200円		 (1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課 税の税率 1人1日 400円 	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額 課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ 場所在市町村に対 して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円		名称を料理飲食等消費 税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000 円超 15% 3,000 円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800 円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600 円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及る特定の がはののは (料金の10%以下 等)は課税標準から 控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/3 交付	ゴルフ場については定額税率によって課税する。	ゴルフ場 (ゴルフ場 に類する施設を含 む。) の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2交付		
(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1,500円 (49. 10. 1 施行)	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	ゴルフ場 (ゴルフ場 に類する施設を含む。) 1人1日 1,000円外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ 250円まあじゃん場 1卓 750円たまつき 1,200円				ゴルフ場(ゴルフ場 に類する施設を含む。) 1人1日 1,100円 外形課税 (月額)の税率 はち台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		 ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付
	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52. 10. 1施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控 除額 2,000円 (53. 10. 1施行)		(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58. 1. 1施行) (チケット制食堂1 品1,000円は据え 置き)	(旅館における基礎 控除) 2,500円 (59. 1. 1 施行)		·特別地方消費税に 名称変更 (税率) 3% (免税点) 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 (元. 4. 1施行)

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~元	2	
						非課税区分を新設 対象者 ・年報 18 歳未満及び 70 歳以上の者の利用 ・障害民体使用 ・学生等の利用		非課税措置を拡充 対象者 ・ 国民の練用 ・ 国際の人のの人のの人のの人のの人のの人のの人の人のの人の人の人の人の人の人の人の	ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 (3.7.1施行) (交付金) 旅館,飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)					特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目	年度	25	26	27	28	29	30	31	32
道府	自動車税	普 自 15,000 円 営業用 10,000 円 ドラス 10,000 円 小りの で 10,000 円 小りの で 10,000 円 小型輪自 4,500 円 そ 輪 2,000 円 三 輪 1,000 円 軽 1,000 円 軽 1000 円			普通自動車 自30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 八双観 25,000 円 その他 14,000 円 小型輪車 7,200 円 三輪 2,800 円 三輪 1,400 円 軽自動 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 15,000 円 120 吋超 30,000 円 120 吋超 30,000 円 トラッタ 角揮発油 15,000 円 老の用 その相 21,000 円 ズ観 押発油 21,000 円 その他 45,000 円 その他 45,000 円 その他 45,000 円 とも動車 自営業用 16,000 円 四輪車 自営業用 8,000 円 三輪車 自営業用 4,300 円 三輪車 自営業車 1,500 円		トびい油す車税発と車税きツス「燃自以ををるのまげでなる」率油す」率下では「大田のでは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	
県	軽 油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000円	税率 1キロリッ トル 8,000円
税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附税は年日延た漁はれ狩の改た価度和月らさ 権止。者率さ権止。者率さ税がれ税さ、税がれた。	附加価値税の 実施は昭和 29 年1月1日からと延期された。 狩猟者税の税 率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模産る産例が 創設 た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二自び車村自の体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			普通自動車 自家用 3.048 メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048 メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048 メートル 以下 54,000 円 3.048 メートル 超 90,000 円 小型四輪車 1 リットル以下 18,000 円 1 リットル超 1.5 リットル超 24,000 円 営業用乗用車 普通車 3.048 メートル 以下 22,500 円 3.048 メートル超 45,000 円 観光貸切用バス 45,000 円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1 キロリッ トル 15,000 円		
狩猟者税 の税率が 改正され た。					狩税税入創こ伴猟廃た 許的るがれ 符はれ			(鉱区税) 石天の対域に 対域に 対域に 対域に (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円)

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					乗車 11,500 円 11,500 円 30 人超 40 人以下 14,000 円 40 人超 50 人以下 16,500 円 50 人超 60 人以下 19,000 円 60 人超 70 人以下 21,500 円 70 人超 80 人以下 24,500 円 80 人超 27,500 円 80 人超 27,500 円 40 人超 50 人以下 25,000 円 40 人超 50 人以下 30,000 円 60 人超 70 人以下 40,000 円 70 人超 80 人以下 40,000 円 70 人超 80 人以下 45,000 円 80 人超 50,000 円 80 人超 50,000 円 80 人超 50,000 円 80 人超 50,000 円 80 人超 80 人四 80 人超 80 人四 80 人超 80 人四 80 人回 80 人回		年1回課税となる。 納期限 5月31日	従来の税の 10% を加速 10% を加速 10% を加速 10% を加速 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	自得的創法通て車がれ税免 動税税設定税の取廃た率税の 車にがれ普し動税さ 3 円	自動車の 事税点 15 万円		狩猟免許 税及びの税 率がれた。		自動車取得税 道路率が規定はよる 自動車を規定はよる 自動車を開発を 自動車を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	自動車取点 (免 30万円 (税自自 率)車車 車 が 車 上記年 (選集) (税 10円 (他 10円 (d 10円 (d 10 (d (d 10 (d (d (d (d (d (d (d (d (d (d (d (d (d	自動車取得税 (税運)車両法第 41条により昭和51 年4月1ではのるようでは 1日ともれるするにでるがにでるができ取得日ののるののでは 1日のものでは 1日のものでは 1日のものでは 1日のものでは 100分の 1年のは 100分の 100分 100分

51		52	53	54
自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル超1.5リットル以下 23,500円 1リットル超 31,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円	トラ自 営 ス自		トラック 最大な 最大 も 自家用 8,100 円に 最大 も も を 相 える 1 トン も に し た り に し た り に り た の の 円 に し た の の で ぎ と に く り の の の と で 。 さ り し た で 。 と で 。 と で 。 と で 。 と で り と で た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と た り と と た と と た と と た と た	自家用乗用車
税率 1キロリットル 19,500円				税率(昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで) 1 キロリットル 24,300 円
		自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係 る税率は、昭和52年4月1 日から昭和53年3月31日までの取得に対しては 0.25%を、昭和53年4月1 日から同年8月31日まで の取得に対しては0.125% をそれぞれ引き下げる。 鉱区税、狩猟免許税、入猟 税の税率を、それぞれ現行 の2倍に引き上げる。		狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。

55	56	57	58	59		60	61	62
			超過課税の廃止	自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル以下 81,500円 3リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 50 3リットル以下 25,000円 3リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型 自動家用 1リットル以下 29,500円 1リットル以下 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットルレ	E用 車定員 40 人超 0 人以下 49,000 円			
			暫定税率が2年間 延長される。			暫定税率 が3年間 延長され る。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の 取得に対して課する自動車取得 税の税率及び自動車の取得に係 る免税点の特例措置(税率5% 免税点30万円)の適用期限を昭 和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を 要しない者のうち一定の被扶養 者を軽減税率の適用対象から除 外することとした。			鉱区税, 狩猟者登 録税及び入猟税の 税率がそれぞれ現 行の1.1倍。 改正さ車取得の 自動措置定 生間延長される。			自動化 専税 の 置が 選手 間が 長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2 リットル超 2.5 リットル以下 45,000 円 2.5 リットル以下 51,000 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 58,000 円 3.5 リットル以下 66,500 円 4 リットル以下 66,500 円 4 リットル以下 76,500 円 4.5 リットル超 4.5 リットル超 4.5 リットル超 4.5 リットル超 4.5 リットル超 111,000 円 営業用 2 リットル超 2.5 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 2.5 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットル超 3 リットルルの下 13,800 円 3 リットルルの下 15,700 円 3 リットルルの下 17,900 円 3.5 リットル超 4 リットル超 4 リットルルの下 20,500 円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取 得税の暫 定措置が 5 年間延 長される。		自動車取得 税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が 5 年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600 円 1リットル以下 27,600 円 1.5 リットル超 2 リットル以下 31,600 円 2 リットル超 2.5 リットル以下 36,000 円 2.5 リットル超 3 リットル以下 40,800 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 53,200 円 4 リットル超 4 リットル以下 53,200 円 4 リットル超 6 リットル以下 70,400 円 6 リットル超 88,800 円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長 される。免税軽油の引 き取り等に係る報告義 務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措 置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に 対する特例措 置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特 例措置を平成 15 年 3 月 31 日まで延長

14	15	16	17
グリーン化税制	グリーン化税制	グリーン化税制	グリーン化税制
・軽課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から 2 年間の	・軽課措置 平成 15 年度に、新車新規登録した次 の自動車は、登録の翌年度から 1 年間 の軽課	・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から1年間 の軽課	・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から1年間 の軽課
軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽票 低燃費車かつ「優ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 25%軽票 低燃費車かつ「良ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 13%軽票 ・重課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで間に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から 11 年を経過したガソリン車・LPG車	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 低燃費車かつ「超ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽課 ・重課措置 平成 15 年度に、次の年限を経過した 自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から 11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成 17年排出ガス 基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 低燃費車かつ平成 17年排出ガス基準 75%低減車 優良低燃費車かつ平成 17年排出ガス 基準 50%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ・重課措置 平成 17年3月31日までに,次の年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から 11年を経過した	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準 75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置 平成18年3月31日までに,次の年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過した
通常税率の概ね 10%重課		ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課	ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課
	暫定税率が5年間延長される。	(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準達成車」	(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準達成車」
	自動車取得税暫定措置が 5 年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 17 年 3 月 31 日まで延長 産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物 1 トンあたり 1,000 円	狩猟者登録税及び入猟税を廃止し,新 たに目的税として狩猟税を創設	自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 19 年 3 月 31 日まで延長

18	19	20	21
県外転出入に係る月割計算の廃止	グリーン化税制	グリーン化税制(見直しの上2年間延長)	グリーン化税制
非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更(証紙徴収→普通徴収) グリーン化税制	・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度1年間の軽 課	・軽課措置 平成 20 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の 軽課	・軽課措置 平成 21 年度に新車新規登録した次の自動車は,登録の翌年度 1 年間の 軽課
・軽課措置 平成 18 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合 平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年 排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17年 排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年 限を経過した自動車は、経過した翌年	 ○電気自動車 ○天然ガス自動車車両総重量3.5 t 以下平成17 年排出ガス基準75%NOx 低減車両総重量3.5 t 超平成17 年排出ガス基準10%NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 」通常税率の概ね25%軽課 ※燃費基準 が費基準 が要が が要が が要が がとする で成25%軽課 	 ○電気自動車 ○天然ガス自動車車両総重量 3.5 t 以下平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減車両総重量 3.5 t 超平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17年排出ガス基準 75%低減車通常税率の概ね 50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成 17年排出ガス基準 75%低減車通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 15%達成車かつ平成 17年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ※燃費基準 ※燃費基準 が関連の概ね 25%軽課
平成 17 年度燃費基準 ・重課措置 平成 19 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・L P G 車新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課	限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね10%重課	平成 22 年度燃資基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準 ・重課措置 平成 21 年 3 月 31 日までに, 次の 年限を経過した自動車は,経過した翌 年度から重課 〇新車新規登録から13年を経過した ガソリン車・LPG車 〇新車新規登録から11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課	平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準・重課措置 平成 22 年 3 月 31 日までに,次の年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課 (新車新規登録から13 年を経過したガソリン車・LPG車 (新車新規登録から11 年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課
		暫定税率が 10 年間延長 (ただし、4 月のみ失効)	使途制限を廃止(一般財源化) 軽油引取税の課税免除のうち,免税証 によるものについて,本法附則により 平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)
自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長 自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設 (2年間)	自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 21 年 3 月 31 日まで延長	自動車取得税の暫定措置は10年間延長 (ただし、暫定税率は4月のみ失効) 自動車取得税の低燃費車特例及び環境 性能に優れた大型ディーゼル車特例は 見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による) 自動車取得税のクリーンディーゼル乗 用車に対する特例措置の創設(平成20 年5月1日~平成22年3月31日)	自動車取得税の使途制限を廃止(一般財源化) 自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長<特例措置>・低公害車に対する特例措置・低燃費車特例措置・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置

22	23	24	25
ブリーン化税制(見直しの上2年間延長)	グリーン化税制	グリーン化税制(見直しの上 2 年間延	グリーン化税制
・軽課措置 平成 22 年度に新車新規登録した次 の自動車は,登録の翌年度 1 年間の軽 課	・軽課措置 平成 23 年度に新車新規登録した 次の自動車は、登録の翌年度1年間 の軽課	長) ・軽課措置 平成 24 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の	・軽課措置 平成 25 年度に新車新規登: した次の自動車は,登録の翌: 度1年間の軽課
○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減 車両総重量 3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合 平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準 ・重課措置 平成 23 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LP G車 ○新車新規登録から 11 年を経過したガソリン車・プイーゼル車 通常税率の概ね 10%重課	○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○電気自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減 車両総重量 3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽標 ※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合 平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準 ・重課措置 平成 24 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から 11年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から 11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重標	軽課 ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○ア然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+10%達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ○平成 27 年度燃費基準達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ・重課措置 平成 25 年 3 月 31 日までに, 次の年限を経過した自動車は, 経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・L P G 車 ○新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車	○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自車 ・ア然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規: NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規: NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準申10 達成車かつ平成 17 年排出 ス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ・平成 27 年度燃費基準達成 かつ平成 17 年排出ガス規 75%低減車 通常税率の概ね 25%軽課 ・重課措置 平成 26 年 3 月 31 日までに 次の年限を経過した到年度から重課 ・新車新規登録から 13 年を: 過した翌年度から重課 ○新車新規登録から 11 年を: 過したディーゼル車
	東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車に係る特例措置(平成 23 〜25年度 非課税)	通常税率の概ね 10%重課 東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車に係る特例措置(平成 23 ~25 年度 非課税)	通常税率の概ね 10%重勝 東日本大震災により被災した自 車等の代替自動車に係る特例措 (平成 23~25 年度 非課税)
10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持 時 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率) の課税を停止する。 (通称 「トリガー条項」)	原油価格の異常な高騰が続いた場合 に、本則税率を上回る部分(特例税率) の課税を停止する(通称「トリガー条 項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘 土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習 所業、ゴルフ場業	
自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定 クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長	東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車(平成 26 年 3 月 31 日ま でに取得)に係る自動車取得税特例措 置(非課税,課税免除)	自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 く特例措置>・環境性能に優れた自動車・低燃費低排出ガス認定車・バリアフリー車両に対する特例を創設・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設 東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)	自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自 車に対する特例にバス等を追力 東日本大震災により被災した自 車等の代替自動車(平成 26 年 月 31 日までに取得)に係る自 車取得税特例措置(非課税,課程 免除)

26 27 28 グリーン化税制 グリーン化税制(見直しの上2年間延長) グリーン化税制 平成 26 年度に新車新規登録した次 平成 27 年度に新車新規登録した 次の自動車は,登録の翌年度1年間 の自動車は、登録の翌年度1年間の軽 の軽課 ○雷気自動車 ○電気自動車 ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下, 12t超 車両総重量 3.5t以下, 12t超 車両総重量 3.5t以下, 12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 車両総重量 3.5t超 12t以下 ○クリーンディーゼル乗用車 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 排出ガス規制 75%低減車 低減 通常税率の概ね 75%軽課 ○クリーンディーゼル乗用車 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20%達成車 ○平成 27 年度燃費基準+20%達成 (平成 32 年度燃費基準達成車に限 車 (平成 32 年度燃費基準達成車 る) かつ平成 17 年排出ガス規制 に限る)かつ平成 17 年排出ガス 75%低減車 規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 通常税率の概ね 75%軽課 通常税率の概ね 75%軽課 ○平成 27 年度燃費基準+10%達成ま ○平成 27 年度燃費基準+10%達成 たは+20%達成車かつ平成 17 年排 または+20%達成車かつ平成 17 出ガス規制 75%低減車 年排出ガス規制 75%低減車 ○バス・トラック 通常税率の概ね 50%軽課 通常税率の概ね 50%軽課 車・LPG車 • 重課措置 重課措置 平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年 平成28年3月31日までに、次の ディーゼル車 限を経過した自動車は,経過した翌年 年限を経過した自動車は,経過した 通常税率の概ね 10%重課 度から重課 翌年度から重課

○バス・トラック

新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車

新車新規登録の日から 11 年を経過 しているディーゼル車

通常税率の概ね 10%重課

○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車

新車新規登録の目から 11 年を経過 しているディーゼル車

通常税率の概ね 15%重課

東日本大震災により被災した自動車等の 代替自動車に係る特例措置を2年延長 (平成 26~28 年度 非課税)

○バス・トラック

新車新規登録から 13 年を経過し たガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経

過しているディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課

○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過し たガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経

過しているディーゼル車 通常税率の概ね 15%重課

東日本大震災により被災した自動車 等の代替自動車に係る特例措置(平成 26~28 年度 非課税)

課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き,適用期限を平成 30 年3月31日まで延長。

【廃止業種】

海上保安庁の航路標識, 警察の電気 通信設備,消防の電気通信設備,陶 磁器製造業

自動車取得税の特例措置は,対象を見 直しの上, 平成29年3月31日まで延

- <特例措置>
- 環境性能に優れた自動車
- 低燃費低排出ガス認定車
- ・バリアフリー車両に対する特例
- ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラッ ク・バス等に対する特例に, 車両安定 性制御装置搭載トラック・バス等を追

平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車 は. 登録の翌年度1年間の軽課

平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下

平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減

- ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年

○平成27年度燃費基準+20%達成 車かつ17年排出ガス規制75%低減車

平成 29 年 3 月 31 日までに, 次の年限を経過 した自動車は、経過した翌年度から重課

新車新規登録から 13 年を経過したガソリン

新車新規登録の目から 11 年を経過している

○バス・トラック以外の自動車

新車新規登録から 13 年を経過したガソリン 車・LPG車

新車新規登録の日から 11 年を経過している ディーゼル車

通常税率の概ね 15%重課

東日本大震災により被災した自動車等の代替自 動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)

自動車取得税の税率引き下げ

- 軽自動車…2%
- ・軽自動車以外の営業用自動車…2%
- ・軽自動車以外の自家用自動車…3%

自動車取得税の低燃費車特例のうち新車 新規登録に係る特例措置を拡充

東日本大震災により被災した自動車等の 代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除)を2年延長(平成 28年3月31日までに取得)

狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月 31 まで)

地方消費税

税率 消費税額の17/63

環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5 t 超のバス・トラックに対する区分を創設

東日本大震災により被災した自動車等の代替自 動車に係る自動車取得税特例措置(非課税,課税 免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取 得)

29	30	元	2
・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 32 年度燃費出ガス規制 75%低減車がつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車がつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 55%低減車がつ 30 年排出ガス規制 55%低減車がつ 30 年排出ガス規制 55%軽課 ・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した 3 日までに、次の年度から重課 ・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年度から重課 ・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年度がら重課 ・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年度から重課 ・重課措置 ・ボス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・L P G 車新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・L P G 車新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・L P G 車新車 3 元 対 3 元 3 元	・軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○ブラグインハイブリッド自動車 ○ブラグインハイブリッド自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ● 一ンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車がつ 30 年排出ガス規制 75%低減車をは 17 年排出ガス規制 75%低減車車がつ 30 年排出ガス規制 75%低減車がの 32 年度燃費基準 10%達軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車が引力を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を収入を	令和元年10月1日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更 (環境性能割)・税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から3%、営業用は非課税から3%、営業用は非課税から3%、営業用は非課税から2%の税率を適用 ・税率の臨時的軽減令和元年10月から令和2年9月までに登税率が1%軽減 ・課税標準の特例がリールをでは、税率が1%軽減 ・課税標準の特例がリールをでは、税率が1%軽減 ・課税標準の特例がリールをでは、税率が1%軽減 ・課税標準の特別・税率の引下げ令和元至10月1日以後に初回新規登録を受けた自変用車から適用(キャンピング車含む) ・グリーン化税制令和3年3月31日までに新車新規登録されたで製作を引きが重視が回動車は、取得自市を関係であるが、現境負荷の大き関係を対した要は、取得負荷の大きの自動車(初回新規登録から一定期間経過した可能を対した要は、取得したであるが、当分の間、自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。	(環境性能割) ・税率の臨時的軽減 令和2年10月から令和 3年3月までに登録され る自家用乗用車について は、税率が1%軽減
	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き,適用期限を平成33年3月31日まで延長。 【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち,ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) 【廃止業種】 地熱資源開発事業		次の業種に係る課税免除の 特例措置を廃止 【廃止業種】 電気供給業(汽力発電装置 の助燃の用途)
自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成31年3月31日まで延長 <特例措置> ・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加 東日本大震災により被災した自動車等の 代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除)を2年延長(平成 31年3月31日までに取得)	自動車取得税の免税点は, 15万円を50万円としている措置を平成31年9月30日まで延長 自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充	地方消費税 (10月1日から) ・標準税率 2.2% (消費税額の 22/78) ・軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624) 自動車取得税は廃止(令和元年9月30日) 狩猟税の軽減措置拡充(令和6年3月31まで)	

	<u> </u>	
3	4	
(環境性能制) ・税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される 自家用乗用車については、税率が1%軽減 ・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車 (ASV車)の 取得に対する軽減措置の拡充		自動車税
課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き,適用期限を令和6年3月31日まで 延長。 【縮減業種】 鉱さいバラス製造業(適用対象を中小事業者等に限定) 廃棄物処理事業(産業廃棄物処分業者及び特別管理 産業廃棄物処分業者について,適用対象を中小事業者 等に限定) 木材加工業(適用対象から木材注薬業を営む者を除外)		軽油引取税
		その他

2 特例条例に関すること

○ 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年広島県条例第9号)

1 趣旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等(老人福祉団地,障害者療育支援センター,身体障害者リハビリテーションセンター等)の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内容

(1) 税率

令和2年4月1日以後5年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を100分の1.8とする。

(令和2年2月議会において5年間延長)

(2) 中小法人に対する軽減

次のア〜ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和50年4月1日

(最終改正の施行期日:令和4年4月1日)

(参 考)

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和50年3月13日条例第11号

最終改正: 平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

(設置)

第1条 大規模な社会福祉施設,医療施設,保健休養施設等(以下「大規模社会福祉施設等」という。) の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金(以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例 (昭和 50 年広島県条例第 9 号) に基づいて課税することにより, 広島県税条例 (昭和 29 年広島県条例第 16 号) に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものと する。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例(平成18年広島県条例第58号)

1 趣旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。 課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に,次のとおり加算する。

○個人:年額 500円(均等割額に加算)

○法人:年額 現行の均等割額の5%相当額

法人の区分	ひろしまの森 づくり県民税	現 行 の 均等割額
 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) ・一般社団法人(非営利型法人は除く)及び 一般財団法人(非営利型法人は除く)※ ・資本金等の額が1千万円以下の法人 	1,000円	20,000円
資本金等の額が 1千万円超~1億円以下	2,500円	50,000円
資本金等の額が 1億円超~ 10億円以下	6,500円	130,000円
資本金等の額が 10億円超~50億円以下	27,000 円	540,000円
資本金等の額が 50 億円超	40,000円	800,000円

[※]一般社団法人(非営利型法人は除く)及び一般財団法人(非営利型法人は除く)については、 平成20年12月1日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成19年度分~令和8年度分

法人…平成19年4月1日~令和9年3月31日の間に開始する事業年度分 (令和4年2月議会において5年間延長)

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰も が心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

- ○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策、里山林対策、森林病害虫被害対策
- ○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大
- ○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成
- ○県民理解の促進…普及啓発,森林・林業体験への支援など

(5) 施行期日

平成19年4月1日

(最終改正の施行期日:令和4年4月1日)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全,水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けている との認識の下に,森林を県民の財産として守り育て,次の世代に引き継いでいくことを目的とし, 森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費 の財源に充てるため,ひろしまの森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例(平成18年広島県条例第58号)第2条及び第3条第1項の規定による 加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。 (処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分する ことができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は,基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし,又は信託している場合において,当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは,当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため,基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

〇 広島県産業廃棄物埋立税条例 (平成 14 年広島県条例第 26 号)

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため,この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠(第1条)

地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適 正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税とし て、産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者(第3条)

産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む)

(3) 課税対象 (第3条)

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除(第4条)

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)するための搬入は課税免除とする。(他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。)

(5) 課税標準(第5条)

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率 (第6条)

1トンにつき千円

(7) 徴収の方法(第7条)

特別徴収とする。ただし,他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入について は申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者 (第8条)

県内の最終処分業者

(9) 税収の使途 (第24条)

産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

- 3 条例の施行日及び失効日
 - (1) 施行期日

平成15年4月1日

(2) 失効

施行日から起算して25年を経過した日に効力を失う。

(令和4年9月議会において,5年間延長)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成 15 年 3 月 14 日広島県条例第 2 号 最終改正:平成 24 年 10 月 10 日条例第 57 号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型 社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため,広島県産業廃棄物抑制基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- 2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控 除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考 2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

令和4年1月現在

都道府県名	税目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核 燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100 分の 8.5 ②37,750 円/千 Kw(3 ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石 川		②発電用原子炉を設置 して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			①100 分の 8.5 ②34,900 円/千 Kw(3 ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡	-					①100 分の 8.5 ②29,500 円/千 kW(3 ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100 分の 4.5 ②48,450 円/千 kW (3 ヶ月)	昭和 59 年 11 月 15 日施行
鹿児島	-					①100 分の 8.5 ②48,450 円/千 Kw(3 ヶ月)	昭和58年6月1日施行
宮城	-	①発電用原子炉への核 燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額			①100分の12 ②7,000円/千Kw (3ヶ月)	昭和 58 年 6 月 21 日施行
島根		②発電用原子炉を設置 して行う運転及び廃止 に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW(3ヶ月))	昭和 55 年 4 月 1 日施行
愛 媛		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済燃料に係る原子核分 裂をさせる前の核燃料物質の 重量			①100分の8.5 ②44,000円/千Kw(3ヶ月)(廃 止措置計画の認可後は22,000円 /千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和 54 年 1 月 16 日施行
佐 賀		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質 の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃 止措置計画の認可日の翌月以降 23,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和 54 年 4 月 1 日施行
福井		①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			①100分の8.5 ②51,200円/千kW(3ヶ月)(廃 止措置中は2分の1) ③375円/kg(3ヶ月)	昭和 51 年 11 月 10 日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の 挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の 価額 ④受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前の ウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原 子核分裂をさせる前のウラ ンの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に 係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500 円/kg ②38,250 円/千 kw(3 カ月) ③核燃料価額の 100 分の 8.5 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間 8,300 円/kg) ⑥52,400 円/㎡ ⑦1,614,600 円/本	平成3年9月28日施行
· 茨 城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の 挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤ がラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧ 放射性廃棄物の発生 ⑨ 放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再处理事業者 ④再处理事業者 ⑥再处理事業者 ⑥原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500 円/千 kW (3 ヶ月) ②核燃料価額の 100 分の 8.5 ③60,100 円/kg ④1,500 円/kg ⑤1,594,000 円/㎡ ⑥1,219,000 円/本 ⑦5,100 円/kg ⑧106,000 円/㎡ ⑨5,100 円/㎡	昭和 53 年 10 月 18 日施行
沖 縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から 規則で定める欠減数量を控除 した数量	揮発油の精製業者又は輸入 業者その他これらに類する 者のうち県内において揮発 油の販売を業とするもので 知事が指定するもの(元売 業者)	申告納付	1,500 円/kl	【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

令和3年4月現在

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は 最終処分場への 搬入	①最終処分場への搬入:当 該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重 量	最終処分場又は中間処理施設 へ搬入される産業廃棄物の排 出事業者	申告納付	1,000円/トン	【免税点】 年間搬入量1,000 トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日 【免税点】 年間搬入量500 トン以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物 処理税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日
広島	産業廃棄物 埋立税				特別徵収※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税 が不適当なものとして知事が別に 定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物 処分場税						※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物 の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終 処分を行う者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち,河川 の表流水を原水により供給してい るものから発生する汚泥を自社処 理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩 手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間	特別徴収 (自社処	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
秋 田		入		処理業者	分は申告納付)	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設 置する最終処分場への指定副産 物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
奈 良						1,000 円/トン	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
μп					特別徵収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟					特別徴収 (自社処		【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
京都					分は申告 納付)		【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
宮城							【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
熊 本							【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
島根	産業廃棄物 減量税						【施行期日】 平成17年4月1日
福島	産業廃棄物税					1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入 量10,000 トン超の部分は1/2	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
愛知						1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
沖縄						1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用 促進税	最終処分場への 産業廃棄物の搬	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者	特別徴収 (自社処	1,000円/トン	【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
山形	産業廃棄物税	入		最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間	分は申告 納付)		【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
愛 媛	資源循環促進税			如理業者	特(分置負最場では付)で、一般を表現した。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	1,000 円/トン (自社処分:500 円/トン,設置費 用を負担した最終処分場で処分 する場合は750 円/トン)	【施行期日】 平成 19 年 4 月 1 日
福 岡 佐 賀	産業廃棄物税	焼却施設及び最 終処分場への産	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重	焼却施設又は最終処分場へ搬 入される産業廃棄物の排出事	特別徴収 (自社処	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
長崎		業廃棄物の搬入	量	業者及び中間処理業者	分は申告 納付)		
大 分					W411.13		
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル・旅館への 宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上:200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大 阪		ホテル,旅館,簡 易宿所,特区民泊 及び住宅宿泊事 業に係る施設へ の宿泊行為	ホテル,旅館,簡易宿所,特 区民泊又は住宅宿泊事業法 に係る施設における宿泊数	ホテル,旅館,簡易宿所,特区 民泊又は住宅宿泊事業法に係 る施設における宿泊者		1 人 1 泊についての宿泊料が 7 千円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上2万円未満:200円 2 万円以上:300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴か が車を入いまで を動りを を がした を が を が を が を が り で 行 り り で う り り り り る う り る う る う る う る う る る う る る う る る る る	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む 自動車を運転する者	特別徴収ト ルが線には 学には 中 の申 付)	 ○乗車定員が30人以上の自動車・一般乗合用バス以外3,000円/回・一般乗合用バス2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車300円/回 	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日

都道府県名	税	目	課 税 客 体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備	考
福岡	宿泊税		一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 200 円 ※宿泊に対して税を課す市町村 内の宿泊施設への宿泊について は,1人1泊につき 100 円 ※上記に関わらず,北九州市内 及び福岡市内の宿泊施設におけ る宿泊に係る宿泊税の税率は 1 人1泊につき 50 円		

令和4年4月1日現在

税 目	賦課期日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内ロ残余の財産確定の日の翌日から1月以内ロ大の財産確定の日の翌日から1月以内(4) 地方税法第53条第19項に揚げる(均等割のみを課される)公共法人等4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等 譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には,提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から2月以内 ロ 残余財産確定の日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間,国(税務署)が,消費税の賦課徴収 の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ,国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦課期日	納期	徴 収 方 法	
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徵収	
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付普通徴収	
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収(申告納入)	
自動車税種別割	4月1日	(1) 5月15日から同月31日まで (2) 道路運送車両法第7条,第12条又は第13条 の規定による登録申請があった自動車につい て,地方税法第177条の11第3項に規定する 期間内に納税義務が発生した場合に限り,当該 申請の日	普通徴収 証紙徴収	
鉱区税	4月1日	5月15日から同月31日まで	普通徴収	
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録(届出)自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から15日以内 【その日前に当該登録等を受けたときは、】	申告納付(証紙)	
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで (元売業者及び特約業者以外の者が,軽油 を輸入する場合は,輸入の時まで	特別徵収(申告納入) 申告納付 普通徴収	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収	
産業廃棄物埋立税	なし	 (1) 1月1日から3月31日までの税額 4月末日まで (2) 4月1日から6月30日までの税額 7月末日まで (3) 7月1日から9月30日までの税額 10月末日まで (4) 10月1日から12月31日までの税額 翌年の1月末日まで 	特別徴収(申告納入) 申告納付	

5 令和3年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2021年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)」)

	· 利	兑目	予	算	額	調	定	額	収	入	額	収 次	入 率
都道 府県			税	額	前年度比	税	額	前年度比	税	額	前年度比	3年度	2年度
北	海	道	614,74	6,638	104.3	627,	621,831	104.2	618	,826,842	104.6	98.6	98.2
青		森	152,06	7,039	105.2	153,	932,428	103.9	152	,435,844	104.3	99.0	98.7
岩		手	133,12	7,000	104.8	135,	668,951	104.2	134	,247,827	104.9	99.0	98.3
宮		城	309,21	3,000	105.7	312,	667,472	105.3	309	,785,742	105.8	99.1	98.6
秋		田	98,44	6,775	108.3	100,	586,298	107.8	99	,633,779	108.4	99.1	98.5
Щ		形	116,70	0,000	107.5	118,	154,316	105.5	117	,072,750	106.1	99.1	98.5
福		島	246,08	31,726	102.8	250,	060,926	102.2	246	,395,807	102.7	98.5	98.0
茨		城	394,08	8,217	104.3	401,	684,290	103.9	397	,288,752	104.2	98.9	98.6
栃		木	253,00	0,000	105.4	258,	070,347	104.7	255	,383,664	105.3	99.0	98.4
群		馬	261,00	0,000	108.0	264,	710,636	106.6	262	,171,451	107.2	99.0	98.5
埼		玉	805,30	0,000	104.8	821,	061,011	104.1	811	,194,889	104.6	98.8	98.4
千		葉	1,129,60	7,213	113.7	1,154,	812,936	111.2	1,142	,164,455	112.1	98.9	98.2
東		京	4,615,50	8,924	112.0	4,843,	909,460	112.8	4,807	,926,370	113.4	99.3	98.7
神	奈	Ш	1,206,28	31,070	104.3	1,222,	525,361	103.6	1,210	,053,791	104.0	99.0	98.6
新		潟	272,16	3,000	105.6	274,	549,110	105.2	272	,742,060	105.7	99.3	98.9
富		山	153,15	5,000	104.5	156,	835,552	103.9	154	,762,375	104.5	98.7	98.1
石		Ш	158,76	9,504	105.5	161,	490,166	104.2	159	,524,392	105.1	98.8	98.0
福		井	121,24	9,729	108.9	130,	057,701	110.5	129	,021,800	111.0	99.2	98.8
Щ		梨	96,59	0,342	106.0	98,	432,072	104.9	97	,593,794	105.8	99.1	98.3
長		野	243,84	1,108	106.8	245,	890,725	105.7	244	,153,345	106.7	99.3	98.4
岐		阜	251,80	0,000	105.6	263,	159,412	105.5	259	,223,997	106.9	98.5	97.2
静		畄	479,50	0,000	106.1	491,	805,943	105.2	487	,431,442	106.7	99.1	97.8
愛		知	1,181,40	0,000	103.6	1,210,	028,176	103.0	1,198	,330,728	103.7	99.0	98.4
三		重	257,30	8,000	104.4	270,	837,163	105.4	267	,937,913	106.5	98.9	97.9
滋		賀	175,34	7,000	107.5	179,	777,850	105.7	176	,745,180	106.8	98.3	97.3
京		都	290,80	9,000	110.6	294,	623,003	109.5	291	,429,211	110.6	98.9	98.0
大		阪	1,595,80	9,000	108.1	1,614,	532,785	108.0	1,603	,090,727	108.6	99.3	98.8
兵		庫	772,00	8,913	110.3	784,	446,481	109.0	776	,865,095	109.5	99.0	98.6
奈		良	125,90	0,000	104.0	129,	279,920	104.4	127	,264,341	105.0	98.4	97.9
和	歌	Щ	97,19	1,300	104.4	100,	335,906	104.4	99	,438,712	105.0	99.1	98.5
鳥		取		2,167	107.1		470,117	105.7		,043,087	106.5	99.3	98.5
島		根	72,80	7,435	105.5	73,	926,895	104.6	73	,470,861	105.1	99.4	98.9
岡		山	243,02		106.7		439,649	108.1		,182,127	108.7	99.1	98.6
広		島	328,06		101.2		026,948	102.5		,499,388	103.0	98.7	98.2
山		П	191,13		112.7		838,556	109.8		,122,919	110.4	99.1	98.5
徳		島		0,000	103.9		685,912	106.5		,938,628	106.7	99.1	98.9
香		Ш	126,71		103.0		063,530	103.8		,867,229	104.1	99.1	98.8
愛		媛	162,80		109.0		874,590	108.7		,975,760	109.0	99.5	99.2
高		知		4,482	108.3		786,998	109.1	1	,305,876	109.4	99.3	99.0
福		岡	682,78		109.2		263,456	108.8		,806,818	109.3	98.9	98.5
佐		賀		6,000	107.6		148,112	105.7		,293,066	106.0	99.1	98.8
長		崎	126,11		106.6		531,275	106.2		,333,274	106.6	99.1	98.8
熊		本	164,56		109.4		371,997	108.1		,622,517	108.5	99.0	98.5
大		分	131,95		109.7		444,462	109.4		,016,044	109.7	98.9	98.7
宮		崎	105,97		107.4		739,224	106.8		,645,196	107.0	99.0	98.8
鹿	児	島	156,80		106.4		861,605	107.7		,328,591	108.0	99.1	98.8
沖		縄	138,87	4,341	105.6	142,	107,940	104.6	140	,242,984	105.5	98.7	97.9
合		計	19,538,13	30,492	107.9	20,078,	129,494	107.6	19,886	,831,441	108.3	99.0	98.5

⁽注) 予算額は最終予算額である。

$\overline{\ }$	税目 個人県民税(均等				割)	個人県	個人県民税(配当割) 個人県民税(株			(単位:† (株式等譲渡所?	株式等譲渡所得割)	
都追 府県	≦ \ 県名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
北	海	道	140,351,429	136,163,001	97.0	3,442,090	3,442,090	100.0	4,190,378	4,190,378	100.0	
青		森	35,260,624	33,965,374	96.3	646,288	646,288	100.0	604,925	604,925	100.0	
岩		手	36,827,539	35,902,871	97.5	682,657	682,657	100.0	794,068	794,068	100.0	
宮		城	61,638,207	59,452,121	96.5	2,033,779	2,033,779	100.0	2,333,411	2,333,411	100.0	
秋		田	26,460,705	25,680,492	97.1	517,014	517,014	100.0	713,987	713,987	100.0	
山		形	32,538,736	31,597,842	97.1	706,460	706,460	100.0	911,698	911,698	100.0	
福		島	61,990,865	59,611,214	96.2	1,751,368	1,751,368	100.0	1,851,792	1,851,792	100.0	
茨		城	110,049,568	106,818,362	97.1	3,937,843	3,937,843	100.0	4,697,558	4,697,558	100.0	
栃		木	73,575,348	71,185,348	96.8	2,643,491	2,643,491	100.0	3,054,378	3,054,378	100.0	
群		馬	70,824,115	68,669,819	97.0	2,670,534	2,670,534	100.0	2,952,128	2,952,128	100.0	
埼		玉	284,159,112	275,880,346	97.1	12,073,318	12,073,318	100.0	14,316,693	14,316,815	100.0	
千		葉	261,784,650	251,472,369	96.1	11,655,665	11,655,665	100.0	14,738,129	14,738,129	100.0	
東		京	939,753,559	918,544,295	97.7	46,633,071	46,633,077	100.0	57,105,004	57,110,243	100.0	
神	奈	Л	317,774,481	309,503,450	97.4	20,654,771	20,654,773	100.0	26,282,520	26,282,680	100.0	
新		潟	56,292,410	54,835,825	97.4	2,661,291	2,661,291	100.0	2,812,539	2,812,539	100.0	
富		山	38,912,274	37,478,897	96.3	1,650,338	1,650,338	100.0	1,813,095	1,813,095	100.0	
石		Л	42,618,575	41,246,412	96.8	1,317,395	1,317,395	100.0	1,786,767	1,786,767	100.0	
福		井	29,502,437	28,748,709	97.4	1,206,105	1,206,105	100.0	1,503,091	1,503,091	100.0	
山		梨	28,981,970	28,371,008	97.9	966,686	966,686	100.0	1,253,620	1,253,620	100.0	
長		野	71,151,990	69,826,568	98.1	2,495,260	2,495,260	100.0	2,669,108	2,669,108	100.0	
岐		阜	73,965,953	71,197,172	96.3	2,849,863	2,849,863	100.0	3,228,115	3,228,115	100.0	
静		尚	115,521,628	111,976,350	96.9	5,578,380	5,578,380	100.0	7,954,950	7,954,950	100.0	
愛		知	292,546,551	283,581,215	96.9	17,640,305	17,640,305	100.0	20,155,120	20,155,120	100.0	
三		重	68,496,854	66,296,186	96.8	3,349,256	3,349,256	100.0	3,640,783	3,640,783	100.0	
滋		賀	54,384,851	52,647,113	96.8	2,183,856	2,183,856	100.0	2,606,043	2,606,043	100.0	
京		都	69,262,183	67,790,759	97.9	5,397,715	5,397,715	100.0	6,275,535	6,275,535	100.0	
大		阪	279,565,422	272,627,729	97.5	19,254,091	19,254,091	100.0	21,619,043	21,619,043	100.0	
兵		庫	193,894,125	187,975,509	96.9	13,467,852	13,467,852	100.0	15,896,393	15,896,393	100.0	
奈		良	49,139,857	47,870,366	97.4	3,714,064	3,714,064	100.0	4,244,437	4,244,437	100.0	
和	歌	山	29,080,838	28,376,456	97.6	1,659,695	1,659,695	100.0	1,853,154	1,853,143	100.0	
鳥		取	16,248,352	15,920,933	98.0	641,498	641,498	100.0	670,763	670,763	100.0	
島		根	20,406,232	20,109,441	98.5	630,960	630,960	100.0	584,428	584,428	100.0	
岡		山	51,325,410	49,865,905	97.2	3,062,577	3,062,577	100.0	3,424,536	3,424,536	100.0	
広		島	82,897,661	80,220,567	96.8	4,276,457	4,276,457	100.0	4,648,193	4,648,193	100.0	
Щ		П	45,254,724	44,030,091	97.3	1,688,286	1,688,286	100.0	1,963,173	1,963,173	100.0	
徳		島	22,885,674	22,332,742	97.6	1,625,962	1,625,962	100.0	1,700,922	1,700,922	100.0	
香		Л	33,174,408	32,291,409	97.3	1,785,358	1,785,358	100.0	1,924,100	1,924,100	100.0	
愛		媛	41,141,130	40,550,125	98.6	1,618,356	1,618,356	100.0	2,012,578	2,012,578	100.0	
高		知	20,727,728	20,373,091	98.3	785,588	785,588	100.0	1,045,800	1,045,800	100.0	
福		岡	133,541,554	129,024,597	96.6	6,204,609	6,204,609	100.0	7,239,669	7,239,669	100.0	
佐		賀	24,454,154	23,920,494	97.8	660,739	660,739	100.0	673,617	673,617	100.0	
長		崎	38,922,757	37,868,853	97.3	1,009,881	1,009,881	100.0	1,272,807	1,272,807	100.0	
熊		本	39,966,016	38,770,964	97.0	1,297,896	1,297,896	100.0	1,620,510	1,620,510	100.0	
大		分	33,979,960	33,287,208	98.0	954,433	954,433	100.0	1,016,877	1,016,877	100.0	
宮		崎	30,202,853	29,491,424	97.6	737,407	737,407	100.0	777,156	777,156	100.0	
鹿	児	島	44,741,348	43,590,178	97.4	853,757	853,757	100.0	1,219,166	1,219,166	100.0	
沖		縄	42,391,580	41,007,800	96.7	607,450	607,469	100.0	678,372	678,372	100.0	
合		計	4,668,568,397	4,537,948,999	97.2	223,881,715	223,881,742	100.0	266,331,129	266,336,639	100.0	

\setminus	税目 法 人 県 民 税			県 民 移	ź	利	子 割		個人事業税			
都追 府県	道 \ 具名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
北	海	道	13,182,599	13,010,752	98.7	661,005	661,005	100.0	5,585,920	5,282,277	94.6	
青		森	2,739,071	2,728,605	99.6	137,963	137,963	100.0	1,054,303	1,032,459	97.9	
岩		手	3,477,737	3,460,119	99.5	134,450	134,450	100.0	1,188,201	1,156,957	97.4	
宮		城	8,983,231	8,929,719	99.4	221,436	221,436	100.0	3,375,641	3,251,997	96.3	
秋		田	2,387,288	2,378,229	99.6	102,442	102,442	100.0	870,288	858,981	98.7	
Щ		形	2,806,594	2,792,640	99.5	137,838	137,838	100.0	1,236,506	1,209,129	97.8	
福		島	5,920,639	5,830,408	98.5	246,683	246,683	100.0	2,091,837	1,966,370	94.0	
茨		城	8,439,309	8,381,671	99.3	391,426	391,426	100.0	3,603,252	3,494,018	97.0	
栃		木	6,175,876	6,158,784	99.7	248,632	248,632	100.0	2,375,805	2,332,213	98.2	
群		馬	6,624,356	6,601,453	99.7	323,551	323,551	100.0	2,351,871	2,307,832	98.1	
埼		玉	16,778,324	16,706,340	99.6	1,201,923	1,201,923	100.0	15,025,804	14,787,017	98.4	
千		葉	14,774,637	14,625,823	99.0	1,101,889	1,101,889	100.0	9,304,862	9,141,387	98.2	
東		京	167,908,911	166,195,474	99.0	6,445,646	6,421,144	99.6	57,596,497	56,582,963	98.2	
神	奈	Ш	23,584,606	23,425,790	99.3	1,368,445	1,368,445	100.0	20,309,626	19,931,544	98.1	
新		潟	5,892,799	5,875,728	99.7	295,097	295,097	100.0	2,413,437	2,361,910	97.9	
富		山	3,590,179	3,568,064	99.4	202,430	202,430	100.0	1,382,102	1,334,903	96.6	
石		Ш	3,738,304	3,710,876	99.3	207,141	207,141	100.0	1,856,988	1,769,171	95.3	
福		井	2,829,119	2,806,795	99.2	156,325	156,325	100.0	1,243,974	1,206,686	97.0	
Щ		梨	2,852,349	2,833,704	99.3	132,252	132,252	100.0	1,195,178	1,165,116	97.5	
長		野	6,270,007	6,240,214	99.5	310,503	310,503	100.0	2,287,143	2,241,867	98.0	
岐		阜	5,824,083	5,778,013	99.2	330,960	330,960	100.0	3,162,036	3,029,100	95.8	
静		畄	8,650,472	8,609,366	99.5	650,743	650,743	100.0	6,528,942	6,385,928	97.8	
愛		知	29,868,656	29,781,475	99.7	1,409,600	1,409,600	100.0	15,204,039	14,898,301	98.0	
三		重	5,527,163	5,505,381	99.6	330,111	330,111	100.0	2,706,921	2,640,657	97.6	
滋		賀	4,450,054	4,432,403	99.6	316,144	316,144	100.0	1,810,386	1,768,451	97.7	
京		都	10,995,758	10,859,034	98.8	542,275	542,275	100.0	4,397,302	4,304,692	97.9	
大		阪	49,076,441	48,728,200	99.3	2,403,371	2,403,371	100.0	16,585,932	16,293,408	98.2	
兵		庫	14,058,815	13,978,834	99.4	1,308,565	1,300,402	99.4	7,837,834	7,689,240	98.1	
奈		良	2,497,046	2,467,991	98.8	268,151	268,151	100.0	1,488,873	1,478,983	99.3	
和	歌	山	2,285,247	2,277,909	99.7	201,023	201,023	100.0	1,260,455	1,256,647	99.7	
鳥		取	1,422,708	1,419,130	99.7	104,590	104,590	100.0	569,913	551,846	96.8	
島		根	1,853,173	1,845,848	99.6	164,342	164,342	100.0	793,936	770,049	97.0	
岡		Щ	5,853,234	5,822,068	99.5	341,759	341,759	100.0	2,295,607	2,214,892	96.5	
広		島	9,027,869	8,963,179	99.3	586,087	586,087	100.0	4,369,588	4,244,729	97.1	
山		П	3,826,969	3,810,315	99.6	426,584	426,584	100.0	1,702,605	1,669,000	98.0	
徳		島	2,390,493	2,381,270	99.6	168,444	168,444	100.0	637,891	628,687	98.6	
香		Л	3,549,034	3,528,177	99.4	279,296	279,296	100.0	1,001,084	987,263	98.6	
愛		媛	4,288,757	4,267,378	99.5	350,726	350,726	100.0	1,454,789	1,406,575	96.7	
高		知	1,651,158	1,643,154	99.5	265,936	265,936	100.0	876,527	865,560	98.7	
福		岡	17,135,339	16,955,491	99.0	599,848	599,848	100.0	7,880,232	7,653,432	97.1	
佐		賀	2,222,219	2,215,054	99.7	120,611	120,611	100.0	1,057,954	1,036,153	97.9	
長		崎	2,845,161	2,833,925	99.6	130,537	130,537	100.0	1,522,703	1,487,605	97.7	
熊		本	4,584,156	4,551,200	99.3	167,218	167,218	100.0	1,956,671	1,887,684	96.5	
大		分	3,073,805	3,037,988	98.8	146,256	146,256	100.0	1,182,970	1,150,128	97.2	
宮		崎	2,528,487	2,504,342	99.0	87,309	87,309	100.0	1,260,446	1,242,021	98.5	
鹿	児	島	3,733,031	3,710,553	99.4	168,301	168,301	100.0	1,532,709	1,510,109	98.5	
沖		縄	3,509,686	3,484,938	99.3	103,131	103,131	100.0	2,059,779	2,032,022	98.7	
合		計	515,684,949	511,653,803	99.2	25,998,995	25,966,330	99.9	229,487,359	224,497,959	97.8	

\setminus	税目 法 人 事 業 税					地方淮	肖費税譲渡害	I	地方消費税貨物割			
都道 府県	重 へ 県名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
北	海	道	133,392,122	132,721,598	99.5	133,254,287	133,254,287	100.0	25,837,923	25,837,923	100.0	
青		森	27,451,393	27,407,369	99.8	29,117,986	29,117,986	100.0	2,356,812	2,356,812	100.0	
岩		手	28,397,105	28,315,325	99.7	26,313,130	26,313,130	100.0	194,748	194,748	100.0	
宮		城	80,720,163	80,517,668	99.7	69,959,635	69,959,635	100.0	13,656,982	13,656,982	100.0	
秋		田	21,266,717	21,246,210	99.9	20,116,316	20,116,316	100.0	1,731,157	1,731,157	100.0	
Щ		形	24,609,603	24,590,919	99.9	24,469,100	24,469,100	100.0	1,086,578	1,086,578	100.0	
福		島	61,730,387	61,208,046	99.2	42,931,516	42,931,516	100.0	2,354,031	2,354,031	100.0	
茨		城	90,057,280	89,751,076	99.7	61,444,600	61,444,600	100.0	21,507,768	21,507,768	100.0	
栃		木	58,711,861	58,641,091	99.9	43,642,051	43,642,051	100.0	500,128	500,128	100.0	
群		馬	60,499,709	60,394,669	99.8	56,424,774	56,424,774	100.0	208,495	208,495	100.0	
埼		玉	159,980,680	159,725,073	99.8	147,145,466	147,145,466	100.0	658,754	658,754	100.0	
千		葉	152,004,491	151,363,977	99.6	113,157,341	113,157,341	100.0	429,539,609	429,539,609	100.0	
東		京	1,333,713,507	1,324,937,350	99.3	1,716,270,860	1,716,270,860	100.0	266,694,452	266,694,452	100.0	
神	奈	JII	265,168,470	264,974,755	99.9	202,076,406	202,076,406	100.0	172,813,105	172,813,105	100.0	
新		潟	62,524,290	62,452,461	99.9	59,497,965	59,497,965	100.0	14,572,131	14,572,131	100.0	
富		Щ	34,727,486	34,673,248	99.8	38,752,492	38,752,492	100.0	3,557,507	3,557,507	100.0	
石		JII	37,041,843	36,932,981	99.7	36,171,967	36,171,967	100.0	2,856,487	2,856,487	100.0	
福		井	32,783,108	32,676,247	99.7	24,725,801	24,725,801	100.0	1,540,784	1,540,784	100.0	
山		梨	25,426,470	25,361,055	99.7	13,342,464	13,342,464	100.0	122,570	122,570	100.0	
長		野	59,451,947	59,356,539	99.8	42,943,492	42,943,492	100.0	322,955	322,955	100.0	
岐		阜	54,234,058	54,125,955	99.8	60,417,068	60,417,068	100.0	237,974	237,974	100.0	
静		岡	131,079,527	130,946,108	99.9	80,830,274	80,830,274	100.0	21,757,014	21,757,014	100.0	
愛		知	327,952,783	328,223,525	100.1	163,060,733	163,060,733	100.0	121,123,769	121,123,769	100.0	
三		重	58,764,080	58,699,861	99.9	39,988,664	39,988,664	100.0	29,077,484	29,077,484	100.0	
滋		賀	46,763,220	46,694,619	99.9	27,015,292	27,015,292	100.0	167,798	167,798	100.0	
京		都	95,818,358	95,412,696	99.6	46,284,234	46,284,234	100.0	626,368	626,368	100.0	
大		阪	408,124,833	407,734,558	99.9	403,242,671	403,242,671	100.0	231,546,145	231,546,145	100.0	
兵		庫	155,962,726	155,584,404	99.8	118,840,985	118,840,985	100.0	132,207,807	132,207,807	100.0	
奈		良	21,564,093	21,360,399	99.1	19,075,998	19,075,998	100.0	2,627	2,627	100.0	
和	歌	山	20,307,618	20,295,318	99.9	19,288,276	19,288,276	100.0	3,413,789	3,413,789	100.0	
鳥	70.	取	13,407,122	13,395,769	99.9	10,439,526	10,439,526	100.0	525,195	525,195	100.0	
島		根	16,614,630	16,580,715	99.8	16,051,019	16,051,019	100.0	495,043	495,043	100.0	
岡		山	54,920,598	54,804,102	99.8	51,042,104	51,042,104	100.0	26,818,032	26,818,032	100.0	
広		. 島	88,457,774	88,136,029	99.6	65,951,449	65,951,449	100.0	10,513,098	10,513,098	100.0	
山		口	40,299,950	40,214,618	99.8	35,434,006	35,434,006	100.0	26,448,584	26,448,584	100.0	
徳		. 島	21,311,402	21,237,504	99.7	12,493,197	12,493,197	100.0	1,569,003	1,569,003	100.0	
香		Ш	30,521,150	30,387,757	99.6	28,392,994	28,392,994	100.0	4,112,995	4,112,995	100.0	
愛		媛	39,219,929	39,135,700	99.8	29,489,037	29,489,037	100.0	11,193,238	11,193,238	100.0	
高		知	15,037,701	14,984,666	99.6	15,138,641	15,138,641	100.0	465,499	465,499	100.0	
福		岡	163,977,129	162,807,884	99.3	152,375,284	152,375,284	100.0	81,160,958	81,160,958	100.0	
佐		賀	20,362,678	20,331,362	99.8	17,867,181	17,867,181	100.0	1,676,928	1,676,928	100.0	
長		崎	26,029,545	26,013,389	99.9	24,607,425	24,607,425	100.0	6,155,909	6,155,909	100.0	
熊		本	40,123,200	39,942,211	99.5	33,014,644	33,014,644	100.0	1,219,450	1,219,450	100.0	
大		分	27,853,851	27,650,998	99.3	26,357,595	26,357,595	100.0	10,283,737	10,283,737	100.0	
宮		崎	24,058,290	23,924,601	99.4	20,357,595	20,357,595	100.0	499,582	499,582	100.0	
鹿	児	島	34,951,655	34,867,983	99.4	30,604,836	30,604,836	100.0	5,143,579	5,143,579	100.0	
池沖	ノロ	細縄	32,237,337	32,097,191	99.6	27,431,037	27,431,037	100.0	2,166,783	2,166,783	100.0	
<u></u> 合		計	4,759,613,869	4,742,837,579	99.6	4,477,549,354		100.0	1,692,721,364	1,692,721,364	100.0	
		# I	.,. 20,010,000	.,2,007,070	55.5	., , , , , , , , , , , , ,	., , , , , , , , , , , , ,	. 55.5	.,,,,	.,552,721,004	1	

\setminus		范目	不動	産 取 得 種	兑	県 た	ばこ	税	ゴルフ	(単位: †) 場 利 用	税
都這府場	道 表名		調 定 額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	17,712,197	17,095,057	96.5	7,297,478	7,297,471	100.0	1,468,635	1,463,187	99.6
青		森	1,921,428	1,904,042	99.1	1,682,831	1,682,831	100.0	149,795	149,795	100.0
岩		手	2,670,848	2,629,691	98.5	1,447,301	1,447,301	100.0	298,101	298,101	100.0
宮		城	6,601,195	6,481,761	98.2	2,836,841	2,836,841	100.0	676,995	676,995	100.0
秋		田	1,692,411	1,580,075	93.4	1,128,435	1,128,435	100.0	156,633	156,633	100.0
山		形	2,114,055	2,081,139	98.4	1,123,704	1,123,704	100.0	126,675	126,675	100.0
福		島	4,012,894	3,893,948	97.0	2,470,949	2,470,949	100.0	563,930	553,395	98.1
茨		城	5,293,258	5,158,019	97.4	3,558,952	3,558,952	100.0	2,732,514	2,731,295	100.0
栃		木	4,734,149	4,678,790	98.8	2,322,339	2,322,337	99.9	2,274,508	2,267,552	99.7
群		馬	5,958,501	5,880,443	98.7	2,229,063	2,229,063	100.0	1,113,842	1,113,842	100.0
埼		玉	18,971,973	18,631,781	98.2	7,795,888	7,795,851	100.0	2,208,269	2,208,269	100.0
千		葉	17,517,876	16,882,188	96.4	6,914,658	6,914,552	100.0	4,390,009	4,390,009	100.0
東		京	85,928,470	84,695,345	98.6	16,027,443	16,021,767	100.0	638,563	638,563	100.0
神	奈	JII	24,267,128	23,054,234	95.0	9,293,195	9,293,195	100.0	1,568,719	1,568,719	100.0
新	/1.	潟	4,622,325	4,500,342	97.4	2,368,933	2,368,933	100.0	490,176	484,722	98.9
富		山	2,244,813	2,203,853	98.2	1,101,148	1,101,148	100.0	284,976	284,976	100.0
石		川	2,749,719	2,644,771	96.2	1,239,028	1,239,028	100.0	553,729	551,638	99.6
福		井	2,192,442	2,163,790	98.7	853,933	853,924	100.0	239,817	239,817	100.0
山		梨	1,948,690	1,897,439	97.4	976,999	976,991	100.0	800,664	800,664	100.0
長		野野	4,764,414	4,669,354	98.0	2,089,179	2,089,179	100.0	792,796	792,796	100.0
岐		阜	4,649,957	4,536,881	97.6	2,009,420	2,009,420	100.0	1,644,908	1,638,559	99.6
静		平 岡	11,767,334	11,560,984	98.2	3,927,325	3,927,325	100.0	2,519,167	2,519,167	100.0
		知知	25,990,656	25,303,128	97.4	8,008,354	8,008,354	100.0	1,433,560	1,433,560	100.0
愛三		重	4,402,675	4,355,378	98.9	1,965,662	1,965,662	100.0	1,718,336	1,704,868	99.2
滋		当賀	4,841,122	4,355,578	96.9 87.3	1,463,447	1,463,447	100.0	1,718,330	1,704,808	99.2
京		都	10,102,131	9,597,905	95.0			100.0		754,039	100.0
大		阪				2,527,443	2,527,413	100.0	754,039		100.0
人兵		庫	39,597,544	37,560,070 16,554,465	94.9	11,026,521	11,026,220	100.0	1,455,347	1,455,347	99.8
奈		単 良	16,959,688		97.6	5,412,160	5,412,138 1,206,865	100.0	3,612,038	3,605,563	99.8
	歌		2,242,931	2,145,413	95.7	1,206,885			914,155	906,155	
和鳥	刊人	山 取	1,868,014	1,785,480 725,576	95.6	1,091,878	1,091,878	100.0 100.0	326,361	326,361	100.0 98.7
			777,934		93.3	592,633	592,633		108,892	107,455	
島		根	1,008,822	985,133	97.7	660,656	660,650	100.0	95,757	95,757	100.0
岡		山	4,289,776	4,193,959	97.8	2,042,099	2,041,997	100.0 100.0	658,530	658,530	100.0
広		島	8,175,737	7,570,386	92.6	2,935,762	2,935,650		716,802	715,382	99.8
山油		口 自.	2,432,771	2,377,942	97.7	1,445,850	1,445,818	100.0	465,264	465,264	100.0
徳		島	1,776,850	1,738,971	97.9	809,833	809,833	100.0	245,099	245,099	100.0
香		川	2,103,660	2,053,630	97.6	1,060,033	1,060,033	100.0	341,810	341,810	100.0
愛		媛	2,796,323	2,742,110	98.1	1,449,835	1,449,807	100.0	353,392	353,392	100.0
高短		知	1,160,411	1,151,348	99.2	827,413	827,413	100.0	222,588	222,588	100.0
福		岡加加	17,144,881	16,678,775	97.3	6,213,622	6,213,582	100.0	1,110,742	1,096,414	98.7
佐		賀	1,770,438	1,724,609	97.4	1,019,162	1,019,162	100.0	304,958	304,958	100.0
長		崎士	2,493,495	2,447,405	98.2	1,548,014	1,548,014	100.0	305,459	305,459	100.0
熊		本	4,824,307	4,667,238	96.7	2,023,150	2,023,150	100.0	608,337	601,869	98.9
大		分	2,442,117	2,341,533	95.9	1,310,478	1,310,478	100.0	335,066	335,066	100.0
宮	1 ↔	崎	2,318,281	2,287,650	98.7	1,295,048	1,295,048	100.0	385,506	385,506	100.0
鹿	児	島	3,972,206	3,848,573	96.9	1,807,253	1,807,253	100.0	404,229	404,229	100.0
沖		縄	4,347,631	4,186,924	96.3	1,865,714	1,865,704	100.0	846,523	846,523	100.0
合		計	404,176,478	392,076,076	97.0	142,303,947	142,297,399	100.0	44,494,359	44,402,383	99.8

(単位:千円,%)

abla		兑目	自 動 車	取 得 税(~2	2019.9)	軽油	引 取 稅	ź	自動	(単位:千 車 税(∼2019	
都道府場	直具名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	760	129	17.0	59,269,581	57,141,465	96.4	455,608	81,614	17.9
青		森	0	0	0.0	13,545,264	13,545,264	100.0	53,976	14,601	27.1
岩		手	0	0	0.0	14,757,286	14,497,737	98.2	37,087	14,278	38.5
宮		城	0	0	0.0	24,567,688	24,567,688	100.0	0	0	0.0
秋		田	0	0	0.0	9,342,945	9,342,631	99.9	13,611	1,583	11.6
山		形	0	0	0.0	9,549,507	9,549,507	100.0	0	0	0.0
福		島	0	0	0.0	25,087,228	25,083,910	100.0	312,147	57,976	18.6
茨		城	0	0	0.0	32,453,521	32,326,936	99.6	0	0	0.0
栃		木	0	0	0.0	21,666,194	21,663,182	99.9	55,563	6,022	10.8
群		馬	0	0	0.0	16,970,856	16,970,856	100.0	80,044	13,057	16.3
埼		玉	0	0	0.0	51,161,059	50,901,726	99.5	171,337	34,421	20.1
千		葉	488	65	13.3	39,105,042	39,102,608	100.0	548,841	147,118	26.8
東		京	0	0	0.0	37,399,022	36,156,764	96.7	0	0	0.0
神	奈	川	67	11	16.4	41,036,092	39,471,709	96.2	408,752	87,016	21.3
新	/11	潟	0	0	0.0	22,856,741	22,812,596	99.8	0	0	0.0
富		山	0	0	0.0	11,110,672	10,702,496	96.3	41,112	9,211	22.4
石		Ш	0	0	0.0	9,925,928	9,848,870	99.2	0	0,211	0.0
福		井	0	0	0.0	7,654,436	7,654,029	100.0	48,909	7,191	14.7
山		梨	0	0	0.0	6,911,624	6,911,624	100.0	40,432	15,891	39.3
長		野	0	0	0.0	17,686,886	17,686,886	100.0	88,255	24,956	28.3
岐		阜	46	0	0.0	17,286,454	16,892,007	97.7	204,579	50,198	24.5
静		岡	0	0	0.0	37,646,326	37,646,326	100.0	0	0	0.0
愛		知	0		0.0	59,525,806	58,283,286	97.9	327,403	89,611	27.4
三		重	42	42	100.0	21,497,714	21,112,363	98.2	0	05,011	0.0
滋		当	0	0	0.0	13,351,647	12,932,671	96.9	84,694	25,288	29.9
京		都	632	632	100.0	14,692,214	14,406,569	98.1	172,738	42,776	24.8
大		阪	79	032	0.0	45,979,905	45,524,085	99.0	318,635	39,863	12.5
兵		庫	0		0.0	39,718,112	39,616,682	99.7	276,749	71,941	26.0
奈		良	0		0.0	6,948,185	6,677,001	96.1	77,012	18,745	24.3
和	歌	山	0	0	0.0	6,075,969	6,019,955	99.1	0	0	0.0
鳥	則八	取	170	170	100.0	4,642,466	4,642,466	100.0	9,114	1,555	17.1
島		根根	0	0	0.0	5,164,290	5,164,290	100.0	18,343	3,681	20.1
岡		山	0	0	0.0	19,864,675	19,543,981	98.4	70,679	11,547	16.3
広		島	0	0	0.0	23,493,664	22,911,431	97.5	71,048	9,470	13.3
山		田口	0	0	0.0	13,622,482	13,357,854	98.1	19,804	4,449	22.5
徳		島	0	0	0.0	5,580,182	5,575,358	99.9	34,179	7,062	20.7
香		川	0	0	0.0	9,243,077	9,241,940	100.0	04,179	0	0.0
百愛		媛	0	0	0.0	10,204,635	10,204,635	100.0	62,786	10,266	16.4
多高		知	0	0	0.0	4,539,682	4,520,396	99.6	21,673	5,571	25.7
福		岡				4,539,682 38,623,795	4,520,396 38,023,005	99.6	134,375	37,387	25.7 27.8
位佐		賀	0	0	0.0	38,623,795 9,122,261	8,932,966	98.4 97.9	134,375	0	
任長			0	0	0.0			100.0			0.0
		崎士	0	0	0.0	7,204,137	7,204,137		0	10.769	0.0
熊士		本ハ	0	0	0.0	14,692,637	14,688,342	100.0	56,845	10,768	18.9
大京		分	0	0	0.0	9,064,762	9,058,407	99.9	36,978	9,786	26.5
宮	ĺΗ	崎白	0	0	0.0	9,237,610	9,092,702	98.4	0	0	0.0
鹿油	児	島畑	0	0	0.0	12,201,068	12,201,068	100.0	0	10.007	0.0
沖		縄	0	0	0.0	7,144,568	7,107,635	99.5	48,897	10,267	21.0
合		計	2,284	1,049	45.9	938,425,896	926,520,043	98.7	4,402,205	975,166	22.2

(単位:千円,%)

	税目	自動車	税 (環境性的	能割)	自動耳	車 税 (種別	割)	鉱	(単位:千 区 税	11, /0/
都道 府県名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海		4,274,393	4,273,930	100.0	75,283,036	74,949,010	99.6	36,620	36,457	99.6
青	森	888,964	888,948	100.0	16,291,799	16,223,576	99.6	2,228	2,228	100.0
岩	手	842,922	842,922	100.0	17,479,425	17,437,126	99.8	17,843	17,843	100.0
宮	城	1,631,321	1,631,103	100.0	32,803,867	32,607,584	99.4	2,498	2,498	100.0
秋	田	669,616	669,616	100.0	13,194,230	13,188,475	99.9	8,938	8,678	97.1
山	形	742,689	742,689	100.0	15,781,553	15,758,366	99.9	2,289	2,289	100.0
福	島	1,314,466	1,314,466	100.0	30,141,011	29,980,552	99.5	10,338	10,338	100.0
茨	城	2,278,783	2,278,783	100.0	49,969,243	49,541,030	99.1	4,035	4,035	100.0
栃	木	1,573,293	1,573,293	100.0	34,486,635	34,436,276	99.9	7,736	7,736	100.0
群	馬	1,857,322	1,857,322	100.0	33,602,351	33,534,489	99.8	1,519	1,519	100.0
埼	玉	5,273,740	5,273,740	100.0	84,114,240	83,829,618	99.7	4,875	4,875	100.0
千	葉	4,386,698	4,377,704	99.8	73,817,904	73,483,875	99.5	40,837	40,837	100.0
東	京	9,869,313	9,871,926	100.0	101,667,058	100,894,364	99.2	2,119	2,119	100.0
神奈		6,681,335	6,682,736	100.0	89,221,765	88,849,345	99.6	0	0	100.0
新	潟	1,457,218	1,457,218	100.0	30,849,103	30,829,657	99.9	31,592	31,592	100.0
富	。 山	798,061	798,061	100.0	16,659,993	16,624,782	99.8	708	708	100.0
石	, . JIJ	997,569	997,625	100.0	17,647,017	17,461,764	99.0	492	282	57.3
福	井	645,563	645,563	100.0	12,019,821	11,974,907	99.6	1,998	1,998	100.0
Щ	梨	645,383	645,383	100.0	12,822,614	12,785,220	99.7	149	149	100.0
長	野	1,538,509	1,538,509	100.0	31,011,863	30,928,777	99.7	2,515	2,479	98.6
岐	阜	1,737,221	1,737,162	100.0	31,295,332	31,127,757	99.5	18,206	16,789	92.2
静	岡	2,943,895	2,943,895	100.0	53,169,269	52,863,935	99.4	4,163	4,163	100.0
愛	知	8,465,739	8,465,615	100.0	114,830,003	114,388,284	99.6	2,031	2,031	100.0
三	重	1,726,980	1,726,980	100.0	27,137,624	27,037,423	99.6	2,743	2,743	100.0
滋	賀	1,123,577	1,123,577	100.0	18,072,292	17,998,831	99.6	6,289	6,289	100.0
京	都	1,873,202	1,873,202	100.0	24,728,676	24,561,399	99.3	512	512	100.0
大	阪	6,334,701	6,334,632	100.0	77,632,457	77,331,200	99.6	40	40	100.0
兵	庫	4,110,918	4,110,918	100.0	60,836,078	60,506,326	99.5	10,067	10,067	100.0
奈	良	872,816	872,816	100.0	14,869,343	14,800,883	99.5	680	680	100.0
和歌		611,770	611,770	100.0	10,997,210	10,966,403	99.7	91	91	100.0
鳥	取	373,193	373,193	100.0	6,917,743	6,912,484	99.9	734	734	100.0
島	根	419,220	419,220	100.0	7,994,352	7,977,281	99.8	1,169	1,169	100.0
岡	 山	1,329,077	1,329,077	100.0	25,518,322	25,460,584	99.8	10,693	10,693	100.0
広	島	2,182,303	2,182,303	100.0	33,063,035	32,974,557	99.7	4,385	4,385	100.0
山		1,030,332	1,030,332	100.0	17,535,790	17,515,221	99.9	9,999	9,999	100.0
徳	島	450,856	450,856	100.0	9,992,128	9,959,921	99.7	1,304	1,304	100.0
香	川	595,395	595,395	100.0	12,974,922	12,880,858	99.3	12	12	100.0
愛	媛	741,151	741,151	100.0	15,486,902	15,440,359	99.7	3,659	2,960	80.9
高	知	363,463	363,463	100.0	7,630,198	7,620,170	99.9	7,282	7,282	100.0
福	岡	3,815,458	3,815,458	100.0	60,026,048	59,842,294	99.7	5,184	4,447	85.8
佐	賀	458,006	458,006	100.0	10,341,166	10,315,186	99.7	231	231	100.0
長	崎	569,311	569,311	100.0	12,797,546	12,762,029	99.7	3,649	3,649	100.0
熊	本	1,083,221	1,083,221	100.0	21,999,154	21,941,569	99.7	9,884	9,884	100.0
大	分	671,815	671,815	100.0	14,048,939	14,019,017	99.8	12,211	12,211	100.0
宮	崎	632,733	632,733	100.0	13,343,094	13,312,325	99.8	7,223	7,191	99.6
鹿 児		819,277	819,277	100.0	17,913,810	17,786,667	99.3	12,070	9,754	80.8
沖	縄	469,285	469,285	100.0	15,243,543	15,191,339	99.7	7,174	7,114	99.2
合	計	94,172,073	94,166,200	100.0	1,525,259,505	1,518,813,095	99.6	321,014	315,083	98.2

		说目	固定	至 資 産 税		法定	外 普 通 和	
都這府場	道 県名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	175,164	175,164	100.0	899,960	899,960	100.0
青		森	547,735	547,735	100.0	19,390,894	19,390,894	100.0
岩		手	0	0	0.0	0	0	0.0
宮		城	0	0	0.0	181,020	181,020	100.0
秋		田	0	0	0.0	0	0	0.0
Щ		形	0	0	0.0	0	0	0.0
福		島	4,848,461	4,848,461	100.0	0	0	0.0
茨		城	0	0	0.0	1,229,066	1,229,066	100.0
栃		木	0	0	0.0	0	0	0.0
群		馬	0	0	0.0	0	0	0.0
埼		玉	0	0	0.0	0	0	0.0
千		葉	0	0	0.0	0	0	0.0
東		京	0	0	0.0	0	0	0.0
神	奈	ЛЦ	0	0	0.0	0	0	0.0
新		潟	0	0	0.0	4,712,634	4,712,634	100.0
富		Щ	0	0	0.0	0	0	0.0
石		Ш	0	0	0.0	770,452	770,452	100.0
福		井	0	0	0.0	10,900,740	10,900,740	100.0
Щ		梨	0	0	0.0	0	0	0.0
長		野	0	0	0.0	0	0	0.0
岐		阜	0	0	0.0	0	0	0.0
静		尚	0	0	0.0	1,240,416	1,240,416	100.0
愛		知	1,983,469	1,983,469	100.0	0	0	0.0
三		重	0	0	0.0	0	0	0.0
滋		賀	0	0	0.0	0	0	0.0
京		都	0	0	0.0	0	0	0.0
大		阪	0	0	0.0	0	0	0.0
兵		庫	0	0	0.0	0	0	0.0
奈		良	0	0	0.0	0	0	0.0
和	歌	Щ	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥		取	0	0	0.0	0	0	0.0
島		根	0	0	0.0	748,238	748,238	100.0
岡		山	0	0	0.0	0	0	0.0
広		島	0	0	0.0	0	0	0.0
山			0	0	0.0	0	0	0.0
徳		島	0	0	0.0	0	0	0.0
香		川	0	0	0.0	0	0	0.0
愛		媛	0	0	0.0	1,738,271	1,738,271	100.0
高短		知	0	0	0.0	0	0	0.0
福		岡加	0	0	0.0	0 011 015	0 011 015	0.0
佐		賀	0	0	0.0	2,911,215	2,911,215	100.0
長能		崎士	0	0	0.0	0	0	0.0
熊士		本ハ	0	0	0.0	0	0	0.0
大京		分	0	0	0.0	0	0	0.0
宮鹿	児	崎島	0	0	0.0	1 550 992	1 550 992	0.0
庭 沖	汇	局縄	0	0	0.0	1,550,883	1,550,883	100.0
		計			0.0	897,780	897,780	100.0
合		ĒΤ	7,554,829	7,554,829	100.0	47,171,569	47,171,569	100.0

(単位:千円,%)

$\overline{}$			狩	猟 和	兑	法 定	外目的税		旧法	に よる 移	
都道府県	直		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	42,310	42,310	100.0	808,336	807,777	99.9	0	0	0.0
青		森	3,971	3,971	100.0	84,178	84,178	100.0	0	0	0.0
岩		手	13,981	13,981	100.0	94,522	94,522	100.0	0	0	0.0
宮		城	11,220	11,220	100.0	432,284	432,284	100.0	58	0	0.0
秋		田	1,734	1,734	100.0	210,789	210,789	100.0	1,042	303	29.1
Ш		形	4,436	4,436	100.0	177,324	177,324	100.0	28,971	4,417	15.2
福		島	13,583	13,583	100.0	416,801	416,801	100.0	0	0	0.0
茨		城	36,314	36,314	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
栃		木	22,360	22,360	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
群		馬	17,605	17,605	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼		玉	19,556	19,556	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千		葉	29,310	29,310	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
東		京	4,115	4,115	100.0	251,556	251,494	100.0	294	55	18.7
神	奈	JII	15,868	15,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
新		潟	11,950	11,950	100.0	157,500	157,500	100.0	28,979	9,969	34.4
富		Ш	6,166	6,166	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石		JII	10,765	10,765	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福		井	9,298	9,298	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
Ш		梨	11,958	11,958	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長		野	13,903	13,903	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐		阜	14,333	14,333	100.0	5,439	5,439	100.0	43,407	1,232	2.8
静		岡	36,118	36,118	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛		知	10,222	10,222	100.0	488,535	488,535	100.0	842	590	70.1
三		重	19,569	19,569	100.0	484,502	484,502	100.0	0	0	0.0
滋		賀	12,770	12,770	100.0	46,219	46,219	100.0	0	0	0.0
京		都	18,059	18,059	100.0	153,097	153,097	100.0	532	300	56.4
大		阪	8,196	8,196	100.0	351,251	351,058	99.9	410,160	10,800	2.6
兵		庫	35,569	35,569	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
奈		良	11,855	11,855	100.0	140,912	140,912	100.0	0	0	0.0
和	歌	山	14,518	14,518	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥		取	6,479	6,479	100.0	11,092	11,092	100.0	0	0	0.0
島		根	12,308	12,308	100.0	209,977	171,289	81.6	0	0	0.0
畄		Щ	17,187	17,187	100.0	554,754	518,597	93.5	0	0	0.0
広		島	23,866	23,866	100.0	632,170	632,170	100.0	0	0	0.0
Щ		П	11,652	11,652	100.0	219,731	219,731	100.0	0	0	0.0
徳		島	12,493	12,493	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
香		Л	4,202	4,202	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛		媛	24,521	24,521	100.0	244,575	244,575	100.0	0	0	0.0
高		知	19,710	19,710	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福		岡	18,004	18,004	100.0	1,056,725	1,055,680	99.9	0	0	0.0
佐		賀	8,843	8,843	100.0	115,751	115,751	100.0	0	0	0.0
長		崎	8,039	8,039	100.0	104,900	104,900	100.0	0	0	0.0
熊		本	19,390	19,390	100.0	105,309	105,309	100.0	0	0	0.0
大		分	21,986	21,985	100.0	650,626	350,526	53.9	0	0	0.0
宮		崎	21,719	21,719	100.0	288,944	288,944	100.0	0	0	0.0
鹿	児	島	24,842	24,842	100.0	207,586	207,586	100.0	0	0	0.0
沖		縄	2,908	2,908	100.0	48,762	48,762	100.0	0	0	0.0
合		計	739,761	739,760	100.0	8,754,147	8,377,343	95.7	514,285	27,666	5.4

6 県税調定収入額の推移

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過誤納額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位:円,%)

Al. 1. 10 dec	des et la Sela etce	調定に対する	予算に対する	対 前 年	手 比 率
不納欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 率	調定	収 入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	_	_
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過誤納額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	_
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	_
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	_
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	_
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	_
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	_
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	_
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	_
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	_
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	_
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	_
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	_
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	_
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	_
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	_
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	_
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	_
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	_

(単位:円,%)

(d) () [2] der	des et la Selection	調定に対する	予算に対する	対 前 年	上 上 率
不納欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 率	調定	収 入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過誤納額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	_
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	_
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	_
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	_
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	_
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	_
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	_
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	_
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	_
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	_
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	_
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	_
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	_
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	_
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	_
3	328,068,096,000	342,026,948,473	337,499,388,147	_

(単位:円,%)

不納欠損額	(b) 3 + 次 %	調定に対する	予算に対する	対 前 年	F 比 率
不納欠損額	収入 未済額	収 入 率	収 入 率	調定	収 入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6
338,086,608	4,189,473,718	98.7	102.9	102.5	103.0

令和4年12月発行

広島県税務統計要覧

(令和4年度版) 第66号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話 (082)513-2321